

めくられず

大甲第四五号
案起
昭和三十三年六月十日
上奏昭和三十三年六月十一日
施行昭和三十三年六月十四日
公布昭和三十三年六月十四日

内閣総理大臣

内閣官房長官
内閣官房副長官

石井国務大臣

神田国務大臣

平井国務大臣

大久保国務大臣

中村国務大臣

井出国務大臣

松浦国務大臣

鹿島国務大臣

池田国務大臣

水田国務大臣

南條国務大臣

小瀧国務大臣

灘尾国務大臣

宮澤国務大臣

宇田国務大臣

田中国務大臣

別紙参議院議長奏上

トランプ類税法公布について

内閣

右閣議に供する。

トランプ類税法をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年六月十四日

内閣総理大臣

法律第百七十三号

(奏上のとおり。)

大蔵大臣

K12
325

裏面白紙

内閣総理大臣

内閣

326

国会はトランプ類税法の公布を
奏上いたします。

昭和三十二年 五月十八日

参議院議長 松野 鶴平



参議院事務総長 芥川

治



トランプ類税法

骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 税率(第九条・第十条)
- 第三章 徴収(第十一条—第十四条)
- 第四章 免税、税額控除等(第十五条—第十八条)
- 第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等(第十九条—第二十六条)
- 第六章 納税の担保(第二十七条—第三十条)
- 第七章 雑則(第三十一条—第三十六条)

第八章 罰則(第三十七条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(課税物件)

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。

(トランプ類の定義及び区分)

第二条 この法律において「トランプ類」とは、^(目的)まあじやん、トランプ、花札、株札及び虫札並びに使用及び遊戯の方法がこれらに類する物で政令で定めるものをいい、その区分については、次に定めるところによる。

一 まあじやん

第一種 象げを用いたまあじやん

第二種 牛骨を用いたまあじやん

第三種 第一種及び第二種のまあじやん以外のまあじやん

二 トランプ

三 花札

四 株札

五 虫札

六 使用の目的及び遊戯の方法が前各号に掲げるトランプ類に類する物で政令で定めるもの

(納税義務者)

第三条 トランプ類の製造者は、その製造場から移出したトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

2 トランプ類を保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)

に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取るトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条 トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五条第一項第一号及び第三十二条を除く。）の適用上、これをトランプ類の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取とみなす場合）

第五条 トランプ類がトランプ類の製造場においてその用に供される場合には、当該製造者がその用に供する時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

2 トランプ類が保税地域においてその用に供される場合には、その用に供する者がその用に供する時に当該トランプ類をその保税地域から引き取るものとみなす。

（製造者等とみなす場合）

第六条 トランプ類の製造者又は販売業者が、原料、材料、労務、資金その他トランプ類の製造に必要なものを供給してトランプ類の製造を委託する場合又は他の製造者の製造したトランプ類若しくは当該トランプ類の包装若しくは容器に自己の商標を表示させる場合には、当該委託者又は表示させる者（以下「委託者等」という。）を当該受託者又は他の製造者（以下「受託者等」という。）の製造したトランプ類で当該委託又は表示に係るものの製造者とみなし、当該トランプ類については、当該受託者等の製造場を当該委託者等の製造場とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託をする旨又は表示させる旨その他政令で定める事項を記載した申告書を同項に規定する受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 トランプ類がトランプ類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造

者の責に帰することができないときは、当該トランプ類を移出した者をトランプ類の製造者とみなして、この法律を適用する。

- 4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

(トランプ類等とみなす場合)

第七条 トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げる物に該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する。

- 一 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするカード状の物（切断することによりカード状となる物を含む。）で、トランプ類の文字、図形又は記号の着色又は印刷を施したもの

二 前号に掲げる物以外の物で、トランプ類の文字、図形又は記号の彫刻、着色又は印刷を施したもの（当該彫刻、着色又は印刷を施すため成型されたものその他政令で定める状態にあるものを含む。）

- 2 トランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時においてトランプ類としての用に供することができないトランプ類については、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

- 3 トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保税地域から引き取られるトランプ類で、前項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないものは、一組とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)

第八条 トランプ類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ

類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用しない。

2 見本の用に供されるトランプ類その他政令で定めるトランプ類で、政令で定める手続により、税務署長又は税関長の承認を受けたものについては、この法律（第六条第一項及び第二項、前条、第十一条、第三十三条~~第四~~第三十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

第二章 税率

（税率）

第九条 トランプ類税の税率は、トランプ類の区分に応じ、一組につき、次に掲げる金額とする。

一 まあじやん

第一種 六千円

第二種 四千円

第三種 千円

二 第二条第二号から第六号までに掲げるトランプ類 六十円

2 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするまあじやんでカード状のものは、前項の規定の適用については、同項第二号に掲げるトランプ類とみなす。

3 一組のトランプ類で、これを切断することにより二組以上のトランプ類とすることができるものについては、第一項の規定にかかわらず、その二組以上のトランプ類につき課されるべきトランプ類税額の合計額をもつて、当該トランプ類の税率とする。

（税額算定の特例）

第十条 第七条第三項の規定により一組とみなされるトランプ類について納付すべきトランプ類税の税額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項に規定する税率を、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数で除し、これに当該トランプ類の個数又は枚数を乗じて得た金

額とする。

第三章 徴収

（移出組数等の申告）

第十一条 トランプ類の製造者は、毎月その製造場から移出したトランプ類（当該移出につき第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けたトランプ類を除く。）の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 トランプ類を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取に係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取るトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出組数等の決定通知）

第十二条 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載されたトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該トランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

（納期）

第十三条 トランプ類の製造場から移出したトランプ類に係るトランプ類税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取るトランプ類に係るトランプ類税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)

第十四条 税務署長又は税関長は、政令で定めるところによりトランプ類税の税額に相当する担保が提供された場合には、一月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等

(未納税移出及び未納税引取)

第十五条 次に掲げる場合において、当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第六項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 トランプ類の製造者がトランプ類をトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場へ

移出する場合

二 トランプ類の製造者がトランプ類を保税地域から自己のトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長(当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)の不証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係るトランプ類の移出先又は引取先等につき、トランプ類税の保全上

特に不適當と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にそのトランプ類を移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトラ

ンプ類税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 トランプ類を輸出する目的でトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第四項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供を

しない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取ったトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

5 第一項の承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者は、当該トランプ類をこの法律の施行地において使用し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(免税トランプ類の表示等)

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該承認に係るトランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該承認に係るトランプ類である旨の表示をしなければならない。

(戻入れの場合のトランプ類税の控除等)

第十八条 トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場に戻し入れた場合においては、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額から当該トランプ類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトラン

ランプ類の製造場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該ランプ類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係るランプ類税額から、当該ランプ類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべきランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該ランプ類税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 第一項の場合において、ランプ類の製造の廃止その他の理由により、ランプ類を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべきランプ類税額がないとき、又は徴収されるべきランプ類税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

4 ランプ類の製造者が第一項又は第二項の規定による控除を受けようとする場合には、当該

戻入れ又は移入に係るランプ類の区分及び区分ごとの組数を記載した書類並びに当該ランプ類につき徴収された、又は徴収されるべきランプ類税額につき事実を証する書類を提出するとともに、当該ランプ類を提示して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

5 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入に係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

6 税務署長は、第四項の規定によりランプ類を提示された場合には、当該ランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けてあるランプ類税証紙若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定により押された検印又は第三十五条の規定により押された証印を破棄し、又はまつ消しなければならない。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

(包装を施す義務等)

第十九条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類に、あらかじめ包装を施さなければならない。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

(証紙をはり付ける義務等)

第二十条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類の包装に、あらかじめトラ

ンプ類税証紙(以下「証紙」という。)をはり付けなければならない。

2 前項の規定による証紙のはり付けは、これを破らなければトランプ類をその包装から取り出すことができない方法で、しなければならない。

3 トランプ類の製造者は、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第十一条第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

(証紙の交付)

第二十一条 証紙は、政府が作成し、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者に交付する。

2 税務署長又は税関長は、証紙を交付する場合には、特別の事情がある場合を除き、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者がその時まで納付しなければ

ならないトランプ類税を完納したこと及びその時まで使用していない証紙の枚数を確めた上でなければ、これを交付してはならない。

- 3 税務署長は、第二十七条第二項の規定により担保の提供を命じた場合において、トランプ類の製造者に証紙を交付するときは、当該製造者が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

(検印)

第二十二条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、一時に多量のトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合その他特別の事情がある場合において、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けることができる。

- 2 前条第二項又は第三項の規定は、前項の承認について準用する。

- 3 税務署長又は税関長は、取締上特に必要があると認める場合には、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けさせることができる。

- 4 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

(証紙を消す義務)

第二十三条 第二十条第一項の規定によりトランプ類の包装に証紙をはり付ける場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、当該包装と証紙の彩紋とにかけ、判明に証紙を消さなければならない。

(証紙の譲渡制限等)

第二十四条 何人も、前条の規定により消されていない証紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、そ

の譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者は、トランプ類の包装にはり付けた証紙で第二十三条の規定により消されたものを、さらに当該トランプ類以外のトランプ類の包装に対するはり付けに使用してはならない。

3 トランプ類の販売業者は、その販売する目的で所持するトランプ類の包装にはり付けてある証紙をはがしてはならない。

(包装を施す義務等を免除する場合)

第二十五条 次に掲げる場合に該当するときは、第十九条から第二十三条までの規定は、適用しない。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第十五条第一項又は第

十六条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 前号に掲げる場合のほか、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第七条第二項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

(未包装のトランプ類等の所持等の禁止)

第二十六条 トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 第十九条第一項の規定による包装をしていないトランプ類

二 第二十条第一項の規定による証紙のはり付け若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定による検印又は第三十五条の規定による証印がないトランプ類

三 第二十三条の規定により消されていない証紙がはり付けてあるトランプ類
2 次に掲げるトランプ類については、前項の規定は、適用しない。

一 第十七条に規定する包装及び表示をしたトランプ類

二 前条第二号に規定するトランプ類

三 古物(古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第一条(定義)第一項に規定する古物をいう。)に該当するトランプ類で、古物営業法第十七条又は第十八条(帳簿)の規定により帳簿に記載されているもの

第六章 納税の担保

(担保の提供)

第二十七条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該トランプ類に係るトランプ

類税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を

受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十六条第一項の承認を

受けて輸出する目的でトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、トランプ類税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、トランプ類税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項若しくは第十六条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項若しくは第三十八条第二項の規定によりトランプ類税を徴収され、若しくは免除され

るまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第二十八条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下「国税庁長官等」という。）が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

(担保の変換等)

第二十九条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しく

は前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不充分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができる。

3 前条の規定は、前二項の場合について準用する。

(担保の処分等)

第三十条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税の納付に充てることができる。

2 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭以外の担保

物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知してトランプ類税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべきトランプ類税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条、第二十七條第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物につ

いて準用する。

第七章 雑則

(利子税額)

第三十一条 トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日（トランプ類を保税地域から引き取った者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する場合において、そのトランプ類税を徴収するときは、その引き取った日とし、同条第三項の規定によりトランプ類税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該トランプ類税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、トランプ

類税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係るトランプ類税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額は、同項の未納に係るトランプ類税額からその一部納付に係るトランプ類税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該トランプ類税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

(製造又は販売の開廃等の申告)

三四

第三十二条 トランプ類の製造をしようとする者(第六条第一項に規定する受託者等になろうとする者を含み、同項に規定する委託者等になろうとする者を除く。)又はトランプ類の販売業をしようとする者は、その製造場又は営業場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は営業場の所在地(販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所地)の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。)に申告しなければならない。トランプ類の製造者(第六条第一項に規定する受託者等を含み、同項に規定する委託者等を除く。以下次項において同じ。)又は販売業者がその製造又は販売を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第三十三条 トランプ類の製造者(第六条第一項に規定する受託者等を含む。以下第三十六条において同じ。)又は販売業者は、政令で定めるところにより、トランプ類の製造、貯蔵又は販売に関する事実その他業務に関し必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第三十四条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

- 一 第十一条第一項又は第三十二条の規定による申告の義務
- 二 前条の規定による記帳の義務

三五

第三十五条 第十五条第六項本文、第十六条第四項本文、第三十七条第三項又は第三十八条第二項本文の規定によりトランプ類税が徴収される場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類を所持する販売業者は、政令で定めるところにより、当該トランプ類の包装に、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けることができる。

(当該職員の権限)

第三十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 トランプ類の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関するトランプ類、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 トランプ類の製造者にその製造に必要な原料若しくは材料を給付する義務があつたと認め

られる者又は当該義務があると認められる者に対して質問すること。

三 トランプ類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取るトランプ類を検査すること。

四 運搬中のトランプ類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、トランプ類税に関する調査について必要がある場合には、トランプ類の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体のトランプ類の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、第一項又は前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな

い。

第八章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為によりトランプ類税を免かれ、又は免かれようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第十八条第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係るトランプ類税に対するトランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該トランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3 トランプ類の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該トランプ類税に係

るトランプ類が既に製造場から移出されているときは、第十三条第一項の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者
- 二 第十五条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者で、当該トランプ類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの
- 三 第十六条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者で、同条第五項の規定に違反して当該トランプ類を使用し、又は譲り渡したもの
- 四 第十九条第一項の規定に違反して包装を施さなかつた者
- 五 第二十条第一項の規定に違反して証紙をはり付けなかつた者
- 六 第二十条第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第二十三条の規定に違反して証紙を消さなかつた者

八 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反して証紙を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は再使用した者

九 第二十六条の規定に違反してトランプ類を所持している者又は同条の規定に違反してトランプ類を譲り渡し、若しくは譲り受けた者

2 前項第二号又は第三号の場合においては、第十五条第六項本文又は第十六条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第六条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者
- 二 第十七条の規定に違反して包装又は表示をしなかつた者

三 第十九条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載を怠り、又は偽つた者

四 第二十条第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けた者

五 第二十四条第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六 第三十二条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第三十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

八 第三十六条第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号若しくは第三号の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 第三十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従犯の刑の減輕）及び第六十六条（情状による刑の減輕）の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合におけ

る懲役刑については、この限りでない。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十七条から第三十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨ばい税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出するトランプ類については、改正後のトランプ類税法(以下「^新税法」という。)第十四条の規定は、適用しない。

4 トランプ類の製造者又は販売業者で、この法律の施行の際新法第六条第一項に規定する委託

者等である者又はこの法律の施行の日以後五日以内に委託者等になろうとする者に係る同条第二項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十二年七月十日とする。

5 この法律の施行の際トランプ類の製造場又は保税地域に現存するトランプ類で、改正前の骨牌税法(以下「旧法」という。)第六条に規定する包装及び装置を施し、かつ、旧法第五条本文の規定により当該包装にはり付けた印紙に旧法第七条の消印をしたもの(旧法第五条ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。)については、この法律の施行の日の前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなして、旧法第四条及び第五条の規定の例による。この場合においては、新法第三条、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

6 旧法第五条本文の規定によりはり付けてある印紙又は同条ただし書若しくは旧法第十三条第

三項(旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。)の規定により押された納税済証印については、新法第二十条第一項の規定によりはり付けてある証紙又は新法第二十二条第一項の規定により押された検印とみなす。

7 旧法第六条の規定により施した包装で同条に規定する装置をしたもの(印紙をはり付けてあるものに限る。)は、新法第十九条の規定により施した包装で新法第二十条第二項に規定する方法により証紙をはり付けてあるものとみなす。

8 旧法第七条の規定によりした消印については、新法第二十三条の規定によりしたものとみなす。

9 旧法第七条ノ二の規定による申告をしてこの法律の施行の際現にトランプ類を製造し、又は販売している者は、新法第三十二条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

10 トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し

入れられたものが、この法律の施行の際当該製造場に現存する場合には、新法第十八条第一項中「当該戻入れの月」とあるのは「この法律の施行の日の属する月」と、「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)」とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

11 この法律の施行前にトランプ類の製造場から引き取られたトランプ類が、この法律の施行の日以後に当該製造場に戻し入れられた場合には、新法第十八条第一項中「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)」とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 他のトランプ類の製造場又は保税地域からこの法律の施行前に引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合(前二項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該トランプ類をこの法律の施行の日以後その移入した製造場からさらに移出するとき

は、新法第十八条第二項中「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取」とあるのは「当該他の製造場又は保税地域からの引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13 旧法第十一条ノ二第二項の規定（次項においてなおその効力を有するものとされる場合を含む。）により骨ばい税に相当する金額を還付された、又は還付されるべき骨ばい税に相当する金額に係るトランプ類については、前三項の規定は、適用しない。

14 旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ばい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15 旧法第十二条第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られたトランプ類の当該引取に係る骨ばい税の徴収又は免除並びに当該トランプ類についての旧法第十四条ただし書の規定による承認及び当該承認に係る骨ばい税の徴収については、なお従前の例による。

16 旧法第十三条第二項又は第十五条第四項（旧法第十五条ノ二第三項において準用する場合を含む。）の規定（前項又は附則第二項の規定によりなおその例によるものとされる場合を含む。）により既に骨ばい税を徴収されたトランプ類を所持する者については、旧法第十三条第三項（旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「骨ばい」を「トランプ類」に、「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二項中「骨牌税法第十一条ノ二第二項本文」を「トランプ類税法第十八条第一項」に改める。

第八条及び第九条中「地方道路税」の下に「トランプ類税」を加える。

19 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品税証紙」の下に「トランプ類税法第二十條の規定によるトランプ類税証紙」を、「税印の印影」の下に「トランプ類税法第二十二條の規定による検印の印影、同法第三十五條の規定による証印の印影」を加える。

20 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及び物品税」を「物品税及びトランプ類税」に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）」に改める。

第七条中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改める。

第十二条第三項中「骨牌税法第五条」を「トランプ類税法第十三条及び第十九条から第二十三条まで」に改める。

22 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「入場税」の下に「トランプ類税」を加える。

23 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）

24 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ類税法(昭和三十二年法律第百七十三号)」に改める。

第四条中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に改める。

25 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

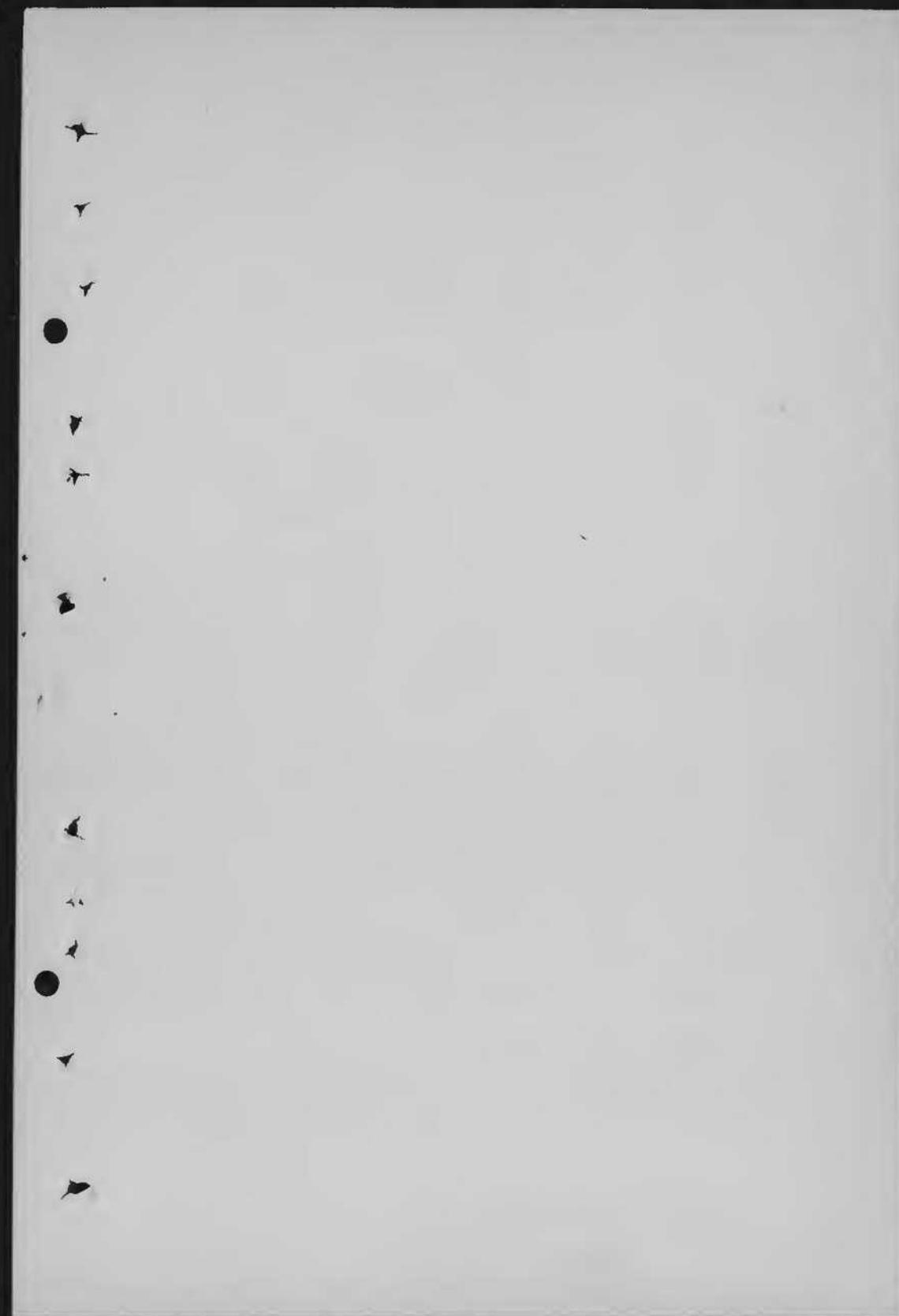
第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ類税法(昭和三十二年法律第百七十三号)」に改める。

第二条第一号中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二号中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に、「骨ばい」を「トランプ類」に改める。

第六条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八条第一項並びに第九条第一項、第二項及び第五項中「第六条第三項」を「第六条第二項」に

改める。



大甲四五

昭和三十一年二月十八日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣参事官

内閣総理大臣

法制局長官

中村 國務大臣

神田 國務大臣

平井 國務大臣

大久保 國務大臣

岸 國務大臣

井出 國務大臣

松浦 國務大臣

川村 國務大臣

池田 國務大臣

水田 國務大臣

南条 國務大臣

小滝 國務大臣

磯尾 國務大臣

宮沢 國務大臣

宇田 國務大臣

田中 國務大臣

別紙大蔵大臣請議トランプ類税法

案

法制局

を審査したが、右は請議のよう閣議決定の上、
国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案附せんのとおり

トランプ類税法案

右

国会に提出する。

昭和三十一年 二月二十二日 衆議院

内閣総理大臣

法制局

この法律の公布の際の署名大臣は、次のとおりとすること。

大蔵大臣

内閣総理大臣

法制局

大甲
四九

昭和32年2月19日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 岸 信 介 殿

大蔵大臣 池 田 勇



閣 議 請 議

骨牌税法の全部を改正する必要があるので、別紙法律案に
ついて閣議を求めます。

法製廳大庫一八
昭和三十一年二月十八日

大
蔵
省

裏
面
白
紙

357

めくれず

裏面白紙

大蔵省

トランプ類税法

骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）の全部を改正する。

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	税率（第九条・第十条）
第三章	徴収（第十一条―第十四条）
第四章	免税、税額控除等（第十五条―第十八条）
第五章	包装、トランプ類税証紙、所持禁止等（第十九条―第二十六条）
第六章	納税の担保（第二十七条―第三十条）
第七章	雑則（第三十一条―第三十六条）
第八章	罰則（第三十七条―第四十一条）
附則	

第一章 総則

(課税物件)

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。
(トランプ類の定義及び区分)

第二条 本法に於けるトランプ類とは、
による。

一 まあじやん

第一種 象げを用いたまあじやん

第二種 牛骨を用いたまあじやん

第三種 第一種及び第二種のまあじやん以外のまあじやん

二 トランプ

三 花札

四 株札

五 虫札

及此虫札並に使用及び遊戯の寸法がこれらに類するもの、その区分については、次に
よる。

第一章 総則

(課税物件)

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類へて囲及び区分)

に
よる。

一 まあじやん

第一種 象げを用いたまあじやん

第二種 牛骨を用いたまあじやん

第三種 第一種及び第二種のまあじやん以外の

二 トランプ

三 花札

四 株札

五 虫札

めくれず

裏面白紙

第一章 総則

(課税物件)

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。
(トランプ類(一)罫及び区分)

による。

一 まあじやん

第一種 象げを用いたまあじやん

第二種 牛骨を用いたまあじやん

第三種 第一種及び第二種のまあじやん以外のまあじやん

二 トランプ

三 花札

四 株札

五 虫札

大蔵省

めくれず

裏面白紙

大蔵省

六 使用の目的及び遊戯の方法が前各号に掲げるトランプ類に類する物で、政令で定めるもの

(納税義務者)

第三条 トランプ類の製造者は、その製造場から移出したトランプ類の組数に應じ、トランプ類税を納める義務がある。

トランプ類を保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取る者は、その引き取るトランプ類の組数に應じ、トランプ類税を納める義務がある。

(保税地域に該当する製造場)

第四条 トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律(第十五条第一項第一号及び第三十二条を除く。)の適用上、これをトランプ類の製造場でないものとみなす。
(移出又は引取とみなす場合)

めくれず

裏面白紙

大蔵省

第五條 トランプ類がトランプ類の製造場においてその用に供される場合には、当該製造者がその用に供する時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

2 トランプ類が保税地域においてその用に供される場合には、その用に供する者がその用に供する時に当該トランプ類をその保税地域から引き取るものとみなす。

(製造者等とみなす場合)

第六條 トランプ類の製造者又は販売業者が、原料、材料、労務、資金その他トランプ類の製造に必要なものを供給してトランプ類の製造を委託する場合又は他の製造者の製造したトランプ類若しくは当該トランプ類の包装若しくは容器に自己の商標を表示させる場合には、当該委託者又は表示させる者(以下「委託者等」という。)を当該受託者又は他の製造者以下「受託者等」という。)の製造したトランプ類で当該委託又は表示に係るものの製造者とみなし、当該トランプ類

については、当該受託者等の製造場を当該委託者等の製造場とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託をする旨又は表示をさせる旨その他政令で定める事項を記載した申告書を同項に規定する受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 トランプ類がトランプ類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該トランプ類を移出した者をトランプ類の製造者とみなして、この法律を適用する。

4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、

めくれず

裏面白紙

大蔵省

については、当該受託者等の製造場を当該委託者等の製造場とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託をする旨又は表示をさせる旨その他政令で定める事項を記載した申告書を同項に規定する受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 トランプ類がトランプ類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該トランプ類を移出した者をトランプ類の製造者とみなして、この法律を適用する。

4 トランプ類の製造者がある製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、

めくれず

裏面白紙

この法律を適用する。

(トランプ類等とみなす場合)

第七条 トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げる物に該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する。

一 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするカード状の物(切断することによりカード状となる物を含む。)で、トランプ類の文字、図形又は記号の着色又は印刷を施したもの
二 前号に掲げる物以外の物で、トランプ類の文字、図形又は記号の彫刻、着色又は印刷を施したもの(当該彫刻、着色又は印刷を施すため成型されたものその他政令で定める状態にあるものを含む。)

三 トランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時においてトランプ類としての用に供することができないトランプ類については、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個

大蔵省

数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

3 トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保税地域から引き取られるトランプ類で、前項に規定する政令で定める個数又は枚数に達しないものは、一組とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)

第八条 トランプ類の製造者(法人を除く。)のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用しない。

2 見本の用に供されるトランプ類その他、政令で定めるトランプ類で、政令で定める手続により、税務署長又は税関長の承認を受けたものについては、この法律(第六条第一項及び第二項、前条、第十一条、第三十三条及び第三十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

第二章 税率

めくれず

裏面白紙

大蔵省

数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

3 トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保税地域から引き取られるトランプ類で、前項に規定する政令で定める個数又は一満のものは、一組とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)

第八条 トランプ類の製造者(法人を除く。)のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用しない。

2 見本の用に供されるトランプ類その他、政令で定めるトランプ類で、政令で定めるところにより、税務署長又は税関長の承認を受けたものについては、この法律(第六条第一項及び第二項、前条、第十一条、第三十三条、第三十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用しない。

第二章 税率

(税率)

第九条 トランプ類税の税率は、トランプ類の区分に応じ、一組につき、次に掲げる金額とする。

一 まあじやん

第一種 六千円

第二種 四千円

第三種 千円

二 第二条第二号から第六号までに掲げるトランプ類 六十円

紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするまあじやんでカード状のものは、前項の規定の適用については、同項第二号に掲げるトランプ類とみなす。

三 一組のトランプ類で、これを切断することにより二組以上のトランプ類とすることができるものについては、第一項の規定にかかわらず、その二組以上のトランプ類につき課されるべきトラン

ブ類税額の合計額をもつて、当該トランプ類の税率とする。
(税額算定の特例)

第十条 第七条第三項の規定により一組とみなされるトランプ類について納付すべきトランプ類税の税額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項に規定する税率を、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数で除し、これに当該トランプ類の個数又は枚数を乗じて得た金額とする。

第三章 徴収

(移出組数等の申告)

第十一条 トランプ類の製造者は、毎月その製造場から移出したトランプ類(当該移出につき第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けたトランプ類を除く。)の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならな

5。

2 トランプ類を保稅地域から引き取ろうとする者は、当該引取に係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取るトランプ類の区分及び区分ごとの組數その他政令で定める事項を記載した申告書をその保稅地域の所在地の所轄税關長に提出しなければならない。

(移出組數等の決定通知)

第十二条 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載されたトランプ類の区分及び区分ごとの組數その他稅率に係る事項が税務署長若しくは税關長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税關長は、その調査によつて当該トランプ類の区分及び区分ごとの組數その他稅率に係る事項を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これ

を通知する。

(納期)

第十三条 トランプ類の製造場から移出したトランプ類に係るトランプ類税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取るトランプ類に係るトランプ類税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)

第十四条 税務署長又は税関長は、政令で定めるところによりトランプ類税の税額に相当する担保が提供された場合には、一月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等

(未納税移出及び未納税引取)

第十五条 次に掲げる場合において、当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第六項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 トランプ類の製造者がトランプ類をトランプ類の製造場又は自己の製造場へ移出する場合

二 トランプ類の製造者がトランプ類を保税地域から自己のトランプ類の製造場又は自己の製造場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がそ

第十五条 次に掲げる場合において、当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第六項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 トランプ類の製造者がトランプ類をトランプ類の製造場又はトランプ類の蔵置場へ移出する場合

二 トランプ類の製造者がトランプ類を保税地域から自己のトランプ類の製造場又はトランプ類の蔵置場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がそ

の移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長（当該移出先が保税地域に該当する場合に、所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係るトランプ類の移出先又は引取先等につき、トランプ類税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にそのトランプ類を移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類

めくれず

裏面白紙

大蔵省

の移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長（当該移出先が保税地域に該当する場合に、所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請し、第二十七条 第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る 移入すべき者等につき、トランプ類税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該承認に係る移出先が保税地 該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にそのトランプ類を移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類

の製造者とみなし、当該移出先又は引取先がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 トランプ類を輸出する目的でトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、

政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第四項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内

に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

5 第一項の承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該トランプ類をこの法律の施行地において使用し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(免税トランプ類の表示等)

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域か

ら引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該承認に係るトランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該承認に係るトランプ類である旨の表示をしなければならぬ。
(戻入れの場合のトランプ類税の控除等)

第十八条 トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場に戻し入れた場合においては、^{当該戻し入れ}者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額から当該トランプ類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合(前項

めくれず

裏面白紙

大蔵省

ら引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該承認に係るトランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該承認に係るトランプ類である旨の表示をしなければならぬ。
(戻入れの場合のトランプ類税の控除等)

第十八条 トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場に戻し入れた場合においては、製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額から当該トランプ類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合(前項

の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該トランプ類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係るトランプ類税額から、当該トランプ類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 第一項の場合において、トランプ類の製造の廃止その他の理由により、トランプ類を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額がないとき、又は徴収されるべきトランプ類税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

4 トランプ類の製造者が第一項又は第二項の規定による控除を受

けようとする場合には、当該戻入れ又は移入に係るトランプ類の区分及び区分ごとの組数を記載した書類並びに当該トランプ類につき徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額につき事実を証する書類を提出するとともに、当該トランプ類を提示して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

5 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入れに係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

6 税務署長は、第四項の規定によりトランプ類を提示された場合には、当該トランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けてあるトランプ類税証紙若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定により押され

めくれず

裏面白紙

大蔵省

けようとする場合には、当該戻入れ又は移入に係るトランプ類の区分及び区分ごとの組数を記載した書類並びに当該トランプ類につき徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額につき事実を証する書類を提出するとともに、当該トランプ類を提示して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならぬ。

5 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添え一
トランプ類の製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならぬ。

6 税務署長は、第四項の規定によりトランプ類を提示された場合には、当該トランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けてあるトランプ類税証又は第二十二条第一項若しくは第三項の規定により押され

た検印又は

第三十五条の規定

により押された証印を破棄し、又は改ざればならない。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

(包装を施す義務等)

第十九条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類に、あらかじめ包装を施さなければならない。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

(証紙)

第二十条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き

しくは第二十六条第二項第四号若しくは第三十五条規定により押された証印を破らなければならない。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

(包装を施す義務等)

第十九条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類に、あらかじめ包装を施さなければならない。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

第二十条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き

めくれず

裏面白紙

しくは第二十六条第二項第四号若しくは第三十五名 現定
により押された証印を なければならぬ。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等
(包装を施す義務等)

第十九条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き
取ろうとする者は、政令で定めるところにより、その製造場から
移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類に、
あらかじめ包装を施さなければならぬ。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は
当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該包装
にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければな
らぬ。

第二十条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き

大蔵省

取ろうとする者は、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類の、包装に、あらかじめトランプ類税証紙（以下「証紙」という。）をはり付けなければならぬ。

2 前項の規定による証紙のはり付けは、これを破らなければトランプ類をその包装から取り出すことができない方法で、しななければならない。

3 トランプ類の製造者は、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第十一条第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

（証紙の交付）

第二十一条 証紙は、政府が作成し、税務署長が定めると
ところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域か
ら引き取ろうとする者に交付する。

取ろうとする者は、その製造場から移出し、又はその保稅地域から引き取ろうとするトランプ類の、包装に、あらかじめトランプ類稅証紙（以下「証紙」という。）をはり付けなければならぬ。

2 前項の規定による証紙のはり付けは、これを破らなければトランプ類をその包装から取り出すことができない方法で、しなければならぬ。

3 トランプ類の製造者は、毎月その使用した証紙の種類（及び枚数を、第十一條第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならぬ。

4 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

（証紙の交付）

第二十一條、
証紙は、政府が政令で定めるところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取ろうとする者に交付する。

めくれず

裏面白紙

大蔵省

2 税務署長又は税関長は、証紙を交付する場合
には、特別の事情がある場合を除き、トランプ類の製造者又はト
ランプ類を保税地域から引き取ろうとする者がその時まで納付
しなければならぬトランプ類税を完納したこと及びその時まで
に使用していない証紙の数を確めた上でなければ、これを交付し
てはならない。

3 税務署長は、第二十七条第二項の規定により担保の提供を命じ
た場合において、トランプ類の製造者に証紙を交付するときは、
当該製造者が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。
る。

(検印)

第二十二条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引
き取ろうとする者は、一時に多量のトランプ類をその製造場から
移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合その他特別の事

情がある場合において、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、ランプ類の包装に検印を受けることができる。

2 前条第二項又は第三項の規定は、前項の承認について準用する。

3 税務署長又は税関長は、取締上特に必要があると認める場合には、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、ランプ類の包装に検印を受けさせることができる。

(証紙を消す義務)

第二十三条 第二十条第一項の規定によりランプ類の包装に証紙をはり付ける場合には、当該製造者又は当該ランプ類の製造者を保税地域に移動するときは、当該製造者又は当該ランプ類の製造者は、当該製造者又は当該ランプ類の製造者の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、ランプ類の包装に検印を受けることができる。

(証紙の譲渡制限等)

裏面白紙

大
藏
經

けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けることができる。

前条第二項又は第三項の規定は、前項の承認について準用する。

3 税務署長又は税関長は、取締上特に必要があると認める場合には、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トラップ類の包装に検印を受けさせることができる。

消印)

第二十三条 第二十條第一項の規定によりランプ類の包装に証紙をはり付する者は、鑑定せしめるところによつて、当該包装と証紙の彩紋とにかけ、その結果を証明するものを提出しなければならない。

(証紙の譲渡制限等)

第二十四条 何人も、前条の規定により消されていない証紙

を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
ただし、トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取ろうとする者が、
で定める手続により、その製造場の所在地の所轄稅務署長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 トランプ類の製造者又はトランプ類を保稅地域から引き取る者は、トランプ類の包装にはり付けた証紙で第二十三条の規定により消されたものをさらに当該トランプ類以外のトランプ類の包装に対するはり付けに使用してはならない。

3 トランプ類の販売者は、その販売する目的で所持するトランプ類の包装にはり付けてある証紙を、
はかしてはならない。

めくれず

裏面白紙

大蔵省

第二十四条

証紙

ただし、ランプ類の製造者又はランプ類を保税地域から引き取り、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2

ランプ類の製造者又はランプ類を保税地域から引き取り、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

3

ランプ類の製造者又はランプ類を保税地域から引き取り、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(包装を施す義務等を免除する場合)

第二十五条 次に掲げる場合に該当するときは、第十九条から第二十三条までの規定は、適用しない。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 前号に掲げる場合のほか、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第七条第二項に規定する政令で定める個数又は枚数に満ちトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

(未包装のトランプ類の所持等の禁止)

第二十六条 トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(包装を施す義務等を免除する場合)

第二十五条 次に掲げる場合に該当するときは、第十九条から第二十三条までの規定は、適用しない。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 前号に掲げる場合のほか、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第七条第二項に規定する政令で定める個数又は枚数にトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

(未包装のトランプ類の所持等の禁止)

第二十六条 トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

- 一 第十九条第一項の規定による包装をしていないトランプ類
 - 二 第二十条第一項の規定による証紙のはり付け、若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定による検印又は第三十五条の規定による証印がないトランプ類
 - 三 第二十三条の規定により消されていらない証紙のはり付けてあるトランプ類
- 次に掲げるトランプ類については、前項の規定は適用しない。
- 一 第十七条に規定する包装及び表示をしたトランプ類
 - 二 前条第二号に規定するトランプ類
 - 三 古物（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第一条（定義）第一項に規定する古物をいう。）に該するトランプ類で、古物営業法第十七条、又は第十八条の規定により帳簿に記載されているもの

めくれず

裏面白紙

大蔵省

383

- 2
- 一 第十九条第一項の規定する包装をしていないトランプ類
 - 二 第二十条第一項の規定する証紙のはり付け、若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定による検印、又は第三十五条の規定による証印がないトランプ類
 - 三 第二十三条の規定により消されていなく、のがはり付けてあるトランプ類
- 次に掲げるトランプ類については、前項の規定は適用しない。
- 一 第十七条に規定する包装及び表示をしたトランプ類
 - 二 前条第二号に規定するトランプ類
 - 三 古物（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第一条（定義）第一項に規定する古物をいう。）に該当するトランプ類で、古物営業法第十七条、又は第十八条の規定により帳簿に記載されているもの

第六章 納税の担保

(担保の提供)

第二十七条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該トランプ類に係るトランプ類税額に相当する担保の提供を命ずることができ、

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十六条第一項の承認を受けて輸出する目的でトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合
前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署

長は、トランプ類税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、トランプ類税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項若しくは第十六条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項若しくは第三十八条第二項の規定によりトランプ類税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第二十八条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下「国税庁長官等」という。）が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

（担保の変換等）

第二十九条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項の規定

めくれず

裏面白紙

大蔵省

386

第二十八条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下「国税庁長官等」という。）が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

（担保の変換等）

第二十九条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項の規定

により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しくは前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不十分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができ、
前条の規定は、この二項の場合に適用しない。

(担保の処分等)

第三十条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項より金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税の納付に充てることができる。

めくれず

裏面白紙

大蔵省

387

により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しくは前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不十分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができ、
前条、第二項の場合に、
(担保の処分等)

第三十条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税の納付に充てることができる。

2

第十四条

第二十七条第一項若しくは第二項

に違反した者は、
担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ
類税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金
銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国
税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をも
つてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を
通知してトランプ類税を納付させる。

3

前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を
処分した代金を、徴収すべきトランプ類税及びその処分費に充て
ても、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞
納処分を行い、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完
納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお
不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対し
て滞納処分を行う。

大蔵省

めくれず

裏面白紙

2

第十四条、第二十七条第一項若し若しくは第二項規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知してトランプ類税を納付させる。

3

前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべきトランプ類税及びその処分費に充てても、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があるとき、保証人に対して滞納処分を行う。

大蔵省

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用につめては、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項 又は前条第一項により提供された担保物について準用する。

第七章 雑則

（利子税額）

第三十一条 トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日（トランプ類を保税地域から引き取った者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する場合

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用につめては、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第三十一条により提供された担保物について準用する。

第七章 雑則

（利子税額）

第三十一条 トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日（トランプ類を保税地域から引き取つた者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する場合

めくれず

裏面白紙

大蔵省

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用につめては、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十四条、第二十七条第一項若し、規定により提供された担保物について準用する。

第七章 雑則

（利子税額）

第三十一条 トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日（トランプ類を保税地域から引き取つた者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する場合

において、そのトランプ類税を徴収するときは、その引き取つた日とし、同条第三項の規定によりトランプ類税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。の翌日から当該トランプ類税額を納付する日までの日数に依じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、トランプ類税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係るトランプ類税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額は、同項の未納に係るトランプ類税額からその一部納付に係るトランプ類税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該トランプ類税額に千円

大藏省

4 利子税額が三百円、未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。（製造又は販売の開隔等の申告）

第三十二条 トランプ類の製造しようとする者（第六条第一項に規

定する受託者等にならうとする者を含み、同項に規定する委託者等にならうとする者を除く。又はトランプ類の販売しようとする者は、その製造場又は営業場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は営業場の所在地の長官に届出を要する。該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項

者則營業

未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。
4 利子税額が三百円、未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。
（製造又は販売の開隔等の申告）

第三十二条 トランプ類の製造しようとする者（第六条第一項に規定する受託者等になろうとする者を含み、同項に規定する委託者等になろうとする者を除く。）又はトランプ類の販売しようとする者は、その製造場又は売場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は売場の所在地の所轄税関長に申告し、該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長は、以下次項

若し営業

めくれず

裏面白紙

大蔵省

未済の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4

利子税額が三百円、未済である場合には、これを徴収しない。

5

第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（製造又は販売の開廃等の申告）

第三十二条

トランプ類の製造しようとする者（第六条第一項に規

定する受託者等になろうとする者を含む、同項に規定する委託者等になろうとする者を除く。）又はトランプ類の販売しようとする者は、その製造場又は販売場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は販売場の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項

めくれず

裏面白紙

大蔵省

において同じ。）に申告しなければならない。トランプ類の製造者（第六条第一項に規定する受託者等を含み、同項に規定する委託者等を除く。以下次項において同じ。）又は販売業者がその製造又は販売を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

（記帳義務）

第三十三条 トランプ類の製造者（第六条第一項に規定する受託者等を含む。以下第三十六条において同じ。）又は販売業者は、政令で定めるところにより、トランプ類の製造、貯蔵又は販売に関する事実その他業務に関し必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第三十四条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

- 一 第十一条第一項又は第三十二条の規定による申告の義務
- 二 前条の規定による記帳の義務

(課税済証印)

第三十五条 第十五条第六項本文、第十六条第四項本文、第三十七条第三項又は第三十八条第二項本文の規定により、トランプ類税が徴収されたものは、当該所持する販売業者は、政令で定めるところにより、

めくれず

裏面白紙

大蔵省

373

(申告書の承継)

第三十四条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

- 一 第十一条第一項又は第三十二条の規定による申告の義務
- 二 前条の規定による記帳の義務

(課税済証印)

第三十五条 第十五条第六項本文、第十六条第四項本文、第三十七条第三項又は第三十八条第二項本文の規定により、トランプ類税の申告に際し、トランプ類税を所持する販売業者は、政令で定めるところにより、

当該トランプ類の製造者又は販売業者は、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けることができる。

(当該職員の特権)

第三十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下当該職員」という。）は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 トランプ類の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関するトランプ類、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 トランプ類の製造者にその製造に必要な原料若しくは材料を給付する義務があつたと認められる者又は当該義務があると認められる者に対して質問すること。
- 三 トランプ類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取るトランプ類を検査すること。

めくれず

裏面白紙

トランプ類を提示して、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けることができる。

(当該職員の特権)

第三十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 トランプ類の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関するトランプ類、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 トランプ類の製造者にその製造に必要な原料若しくは材料を給付する義務があつたと認められる者又は当該義務があると認められる者に対して質問すること。

三 トランプ類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取るトランプ類を検査すること。

大蔵省

四 運搬中のトランプ類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、トランプ類税に関する調査について必要がある場合には、トランプ類の製造者又は販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体のトランプ類の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、第一項又は前項の規定により職務を執行する場合において、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは

は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりトランプ類税を免かれ、又は免かれようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十八条第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係るトランプ類に対するトランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該トランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とするこ
とができる。

3 トランプ類の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類が既に製造場から移出されているときは、第十三条第一項の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は

科料に処する。

一 第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二 第十五条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該トランプ類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十六条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該トランプ類を使用し、又は譲り渡したもの

四 第十九条第一項の規定に違反して包装を施さなかつた者

五 第二十条第一項の規定に違反して証紙をはり付けなかつた者

六 第二十条第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第二十三条の規定に違反して証紙を添へなかつた者

八 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反して証紙を譲り渡

めくれず

裏面白紙

大蔵省

397

科料に処する。

一 第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二 第十五条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該トランプ類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十六条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該トランプ類を使用し、又は譲り渡したもの

四 第十九条第一項の規定に違反して包装を施さなかつた者

五 第二十条第一項の規定に違反して証紙をはり付けなかつた者

六 第二十条第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第二十三条の規定に違反し、印しなかつた者

八 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反して証紙を譲り渡

し、若しくは譲り受け、又は再使用した者

九 第二十六条の規定に違反してトランプ類を所持している者
又同条の規定に違反してトランプ類を譲り渡し、又は譲り受け
た者

二 前項第二号又は第三号の場合においては、第十五条第六項本文
又は第十六条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにそのトラン
プ類税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合
には、この限りでない。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は
科料に処する。

- 一 第六条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの
申告書を提出した者
- 二 第十七条の規定に違反して包装又は表示をしなかつた者
- 三 第十九条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載

めくれず

裏面白紙

大蔵省

し、若しくは譲り受け、又は再使用した者

九 第二十六条の規定に違反してトランプ類を所持している者、
同条の規定に違反してトランプ類を譲り渡し、又は譲り受け
た者

2 前項第二号又は第三号の場合においては、第十五条第六項本文
又は第十六条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにそのトラン
プ類税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合
には、この限りでない。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は
科料に処する。

- 一 第六条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの
申告書を提出した者
- 二 第十七条の規定に違反して包装又は表示をしなかつた者
- 三 第十九条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載

を怠り、又は偽つた者

四 第二十条第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けた者

五 第二十四条第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六 第三十二条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第三十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、

又はその帳簿を隠匿した者

八 第三十六条第一項第一号から第三号までの規定による当該職

員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は

同項第三号の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

は忌避した者

第四十条 第三十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十

年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従

犯の刑の減輕）及び第六十六条（情状による刑の減輕）の規定は、

適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を

を怠り、又は偽つた者

四 第二十条第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けた者

五 第二十四条第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六 第三十二条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第三十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、

又はその帳簿を隠匿した者

八 第三十六条第一項第一号から第三号までの規定による当該職

員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は

第三十七条の規定による検査を拒み、妨げ、若しく

は忌避した者

第四十条 第三十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十

年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従

犯の刑の減輕）及び第六十六条（情状による刑の減輕）の規定は、

適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を

めくれず

裏面白紙

を怠り、又は偽つた者

四 第二十条第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けた者

五 第二十四条第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六 第三十二条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第三十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、

又はその帳簿を隠匿した者

八 第三十六条第一項第一号から第三号までの規定による当該職

員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は

該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しく

は忌避した者

第四十条 第三十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十

年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条従

犯の刑の減輕）及び第六十六条（情状による刑の減輕）の規定は、

適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を

大蔵省

併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十七條から第三十九條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各條の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨は、い税に

3

第六條第一項に規定する委託者等である者又はこの法律の施行の日以後五日以内に委託者等になろうとする者に係る同條第二項の

めくれず

裏面白紙

大蔵省

併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十七条から第三十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

するトランプ類について、この法律は、トランプ類について、この法律は、

トランプ類について、この法律は、

4 トランプ類の製造者又は販売業者で、この法律の施行の際新法第六条第一項に規定する委託者等である者又はこの法律の施行の日以後五日以内に委託者等になろうとする者に係る同条第二項の

規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十三年七月十日とする。

この法律の施行の際ランプ類の製造場又は保税地域に現存するランプ類で、改正前の骨牌税法（以下「旧法」という。）第六條に規定する包装及び装幀を施し、かつ、旧法第五條本文の規定により当該包装にはり付けた印紙に旧法第七條の消印をしたもの（旧法第五條ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。）については、この法律の施行の日の前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなす。

旧法第五條本文の規定によりはり付けてある印紙又は同条ただし書若しくは旧法第十三條第三項（旧法第十五條第五項及び第十五條ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定により押された納税済証印については、新法第二十二條第一項の規定により

規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十三年七月十日とする。

この法律の施行の際ランプ類の製造場又は保税地域に現存するランプ類で、改正前の骨牌税法（以下「旧法」という。）第六條に規定する包装及び装璜を施し、かつ、旧法第五條本文の規定により当該包装にはり付けた印紙に旧法第七條の消印をしたもの（旧法第五條ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。）については、この法律の施行の日の前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなす。

旧法第五條本文の規定によりはり付けてある印紙又は同條ただし書若しくは旧法第十三條第三項（旧法第十五條第五項及び第十五條ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定により押された納税済証印については、新法第二十條第一項の規定により

めくれず

裏面白紙

規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十三年七月十日とする。

この法律の施行の際トランプ類の製造場又は保税地域に現存するトランプ類で、改正前の骨牌税法（以下「旧法」という。）第六條に規定する包装及び装璜を施し、かつ、旧法第五條本文の規定により当該包装にはり付けられた印紙に旧法第七條の消印をしたもの（旧法第五條ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。）については、この法律の施行の日の前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなす。

旧法第五條本文の規定によりはり付けてある印紙又は同条ただし書若しくは旧法第十三條第三項（旧法第十五條第五項及び第十五條ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定により押された納税済証印については、新法第二十條第一項の規定により

はり付けてある証紙又は新法第二十二条第一項の規定により押された検印とみなす。

7 旧法第六条の規定により施した包装で同条に規定する装置をしたもの(包紙をはり付けた)十九条の規定により施した包装で新法第二十条第二項に規定する方法により証紙をはり付けてあるものとみなす。

8 旧法第七条の規定によりした消印については、新法第二十三条の規定によりしたものとみなす。

9 旧法第七条ノ二の規定による申告をしてこの法律の施行の際現にトランプ類を製造し、又は販売している者は、新法第三十二条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

10 トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し入れられたものが、この法律の施行の際当該製造場に現存する場合には、

めくれず

裏面白紙

大蔵省

はり付けてある証紙又は新法第二十二条第一項の規定により押された複印とみなす。

7 旧法第六条の規定により施した包装で同条に規定する装置をし

第二項に規定する方法により証紙をはり付けてあるものとみなす。

8 旧法第七条の規定によりした消印については、新法第二十三条の規定によりしたものとみなす。

9 旧法第七条ノ二の規定による申告をしてこの法律の施行の際現にランプ類を製造し、又は販売している者は、新法第三十二条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

10 トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し入れられたものが、この法律の施行の際当該製造場に現存する場合には、

めくれず

裏面白紙

新法第十八条第一項中「当該戻入れの月」とあるのは「この法律の施行の日の属する月」と、「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「ランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

11 この法律の施行前にランプ類の製造場から引き取られたランプ類が、この法律の施行の日以後に当該製造場に戻し入れられた場合には、新法第十八条第一項中「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「ランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額）」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 他のランプ類の製造場又は保税地域からこの法律の施行前に引き取られたランプ類をランプ類の製造場に移入した場合（前二項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当

該トランプ類をこの法律の施行の日以後その移入した製造場からさらに移出するときは、新法第十八条第二項中「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取」とあるのは「当該他の製造場又は保税地域からの引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13

旧法第十一条ノ第二項、（（一））項においてなおその効力を有するものとされる場合を含む。）により骨ばい税に相当する金額を還付された、又は還付されるべき骨ばい税に相当する金額に係るトランプ類については、前三項の規定は、適用しない。

めくれず

裏面白紙

大蔵省

該トランプ類をこの法律の施行の日以後その移入した製造場からさらに移出するときは、新法第十八条第二項中「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取」とあるのは「当該他の製造場又は保税地域からの引取」と、「トランプ類税額（利子税額及び延滞加算税額」とあるのは「骨ばい税額（延滞加算税額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13

旧法第十一条ノ二第二―規定（次項においてなおその効力を有するものとされる場合を含む。）により骨ばい税に相当する金額を還付された、又は還付されるべき骨ばい税に相当する金額に係るトランプ類については、前三項の規定は、適用しない。

14 旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ばい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15 旧法第十二条第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られたランプ類の当該引取に係る骨ばい税の徴収は免除並びに当該ランプ類についての旧法第十四条ただし書による承認及び当該承認に係る骨ばい税の徴収については、なお従前の例による。

16 旧法第十三条第二項又は第十五条第四項（旧法第十五条ノ二第三項において準用する場合を含む。）の規定（旧法第十三条ノ二第三項（旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、なお効力を有する。）を徴収されたランプ類を所持する者については、旧法第十三条第三項（旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、なお効力を有する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

14

旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ばい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15

旧法第十二条第一項の規定の適用を受けて製造場又は保稅地域から引き取られたトランプ類の当該引取に係る骨ばい税^(第二項)の徴収又は免除並びに当該トランプ類についての旧法第十四条^(第三項)ただし、なおよる承^(第一項)びに当該承認に係る骨ばい税の徴収については、なお従前の例による。

16

旧法第十三条第二項又は第十五条第四項(旧法第十五条ノ二第三項において準用する場合を^(第二項)規定し、^(第三項)に於ては、^(第四項)の税を徴収されたトランプ類を所持する者については、旧法第十三条第三項(旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、

めくれず

裏面白紙

大蔵省

405

14 旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ばい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15 旧法第十二条第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られたランプ類の当該引取に係る骨ばい税の徴収又は免除並びに当該ランプ類についての旧法第十四条ただし書による承認並びに当該承認に係る骨ばい税の徴収については、なお従前の例による。

16 旧法第十三条第二項又は第十五条第四項（旧法第十五条ノ二第三項において準用する場合を含む。）により既に骨ばい税を徴収されたランプ類を所持する者については、旧法第十三条第三項（旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

18

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「骨ばい」を「トランプ類」に、「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二項中「骨牌税法第十一条ノ二第二項本文」を「トランプ類税法第十八条第一項」に改める。第八条及び第九条中「地方道路税」の下に「トランプ類税」を加える。

19

印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品税証紙」の下に「トランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙」を加える。
第三十五条の規定による証印を加える。

めくれず

裏面白紙

なお従前の例による。

18

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「骨ばい」を「トランプ類」に、「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二項中「骨牌税法第十一条ノ二第二項本文」を「トランプ類税法第十八条第一項」に改める。第八条及び第九条中「地方道路税」の下に「トランプ類税」を加える。

19

印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品税証紙」の下に「トランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税の検印の印影、同法第三十五条の規定による証紙」を加える。

大蔵省

20 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及び物品税」を「物品税及びトランプ類税」に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十二年法律第 号）」に改める。

第七条中「骨牌税」を「トランプ類税」に改める。

第十二条第三項中「骨牌税法第五条」を「トランプ類税法第十三条及び第十九条から第二十三条まで」に改める。

22 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

めくれず

裏面白紙

大蔵省

20 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及び物品税」を「、物品税及びトランプ類税」に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十二年法律第 号）」に改める。

第七条中「骨牌税」を「トランプ類税」に改める。

第十二条第三項中「骨牌税法第五条」を「トランプ類税法第十三条及び第十九条から第二十三条まで」に改める。

22 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

相統税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように
改正する。

第十四条第二項中「及び物品税」を「物品税及びトランプ類
税」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行
政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十
五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「ト
ランプ類税法（昭和三十二年法律第 号）」に改める。

第七条中「母い税」を「トランプ類税」に改める。

第十二条第三項中「骨牌税法第五条」を「トランプ類税法第十
三条及び第十九条から第二十三条まで」に改める。

会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のよ
うに改正する。

上記空欄に
番号を記入願いたい。
法制局第三部

23

第百十九条中「入場税」の下に「、トランプ類税」を加える。
奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 トランプ類税法(昭和三十二年法律第 号)

24

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ類税法(昭和三十二年法律第 号)」に改める。

25

第四条中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に改める。
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「ト

大蔵省

408

上記空欄に
番号を記入願

上記空欄に
番号を記入願

第百十九条中「入場税」の下に「、トランプ類税」を加える。
奄美群島の復帰に伴う法令の通用の暫定措置等に関する法律(昭
二十八法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第五号を次のように改める。

五 トランプ類税法(昭和三十二年法律第 号)

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴
所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百
九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「ト
ランプ類税法(昭和三十二年法律第 号)」に改める。

第四条中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に改める。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年
律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「ト

上記空欄に 番号を記入願いたい。の公布
法制局第三部

上記空欄に 番号を記入願いたい。の公布
法制局第三部

裏面白紙

人蔵省

ランプ類税法（昭和三十一年法律第 号）に改める。

第二条第一号中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二号中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に、「骨ばい」を「トランプ類」に改める。

第六条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八条第一項並びに第九条第一項、第二項及び第五項中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改める。

上記空欄に
番号を記入

409

上記空欄に
番号を記入願いたい
法制局第三部

409

ンブ類税法（昭和三十二年法律第 号）に改める。
第二条第一号中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条
二号中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に、「骨ばい」を「ト
ンブ類」に改める。
第六条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三
項を同条第二項とする。
第八条第一項並びに第九条第一項、第二項及び第五項中「第六
条第三項」を「第六条第二項」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最近におけるランプ類の製造及び取引の現状にかえりみ、ランプ類に対する課税の適正を期するため所要の規定を整備するとともに、象げ製及び牛骨製まあじやん以外のまあじやんの税率を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年二月

トランプ類税法案参照条文

大蔵省主税局

目次

○ 関税法	一
○ 古物営業法	一
○ 国税徴収法	二
○ 刑法	五
○ 骨牌税法	七
○ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	一七
○ 印紙等償還取締法	二〇
○ 相続税法	二〇
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律	二一
○ 会社更生法	二三
○ 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律	二四
○ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律	二五
○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	二七

トランプ類税法案参照条文

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

（保税地域の種類）

第二十九条 保税地域は、指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場の四種とする。

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）

（定義）

第一条 この法律において「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品を含む。以下同じ。）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入をしたものをいう。

（帳簿）

第十七条 古物商は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引の年月日

二 古物の品目及び数量

三 古物の特徴

四 相手方（命令で定める古物の売却の相手方を除く。）の住所、氏名、職業、年令及び特徴

五 第十六条の規定により行つた確認の方法

第十八条 市場主は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、その市場において売買され、又は交換される古物につき、取引の都度、前条第一号から第三号までに規定する事項並びに取引の当事者の住所及び氏名を記載しなければならない。

○ 国税徴収法（明治三十一年法律第二十一号）

（納税ノ告知）

第六条 国税ヲ徴収セントスルトキハ収税官吏ハ納税人ニ対シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ

（担保物ニツイテノ国税ノ先取權）

第七条ノ四

④ 第七条ニヨリ徴収ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ニ付徴シタル担保物ニ付当該国税及滞納処分費以外ノ公課ノ滞納ニ因ル滞納処分若ハ強制執行アリタル場合又ハ競売ノ

開始アリタル場合ニ於テ当該行政機關、公共団体、執行裁判所、執行吏又ハ強制管理人ニ対シ当該国税及滞納処分費ノ交付ヲ求メルトキハ当該担保物ノ価格ヲ限度トシ当該国税及滞納処分費ハ当該担保物ニ付滞納処分ヲ為シ又ハ此等ノ者ニ対シ交付ヲ求メタル国税及其ノ滞納処分費並地方公共団体ノ徴収金（当該担保物ニ付滞納処分ヲ為シタル国税ノ滞納処分費並地方税ノ滞納処分費及督促手数料ヲ除ク）ニ先チテ之ヲ徴収ス

（公売代金等ノ充當又ハ配分）

第二十八条 物件ノ売却代金、差押ヘタル通貨並第二十二條第二項及第二十三條ノ第二項ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ滞納処分費及税金ニ充テ尙残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス

② 売却シタル物件質權、抵當權ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ滞納処分費及税金ヲ控除シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマデテ債權者ニ交付シ尙残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ズ但シ第三條ニ掲ケタル質權、抵當權ノ目的タル物件ニ関シテハ其ノ代金ヨリ先ツ滞納処分費ヲ徴シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマデテ債權者ニ交付シ次ニ税金ヲ控除シ尙残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス

③ 売却シタル物件抵当証券ヲ発行シタル抵当権ノ目的物ニシテ第三条ノ証明ヲ為スヘキ抵当証券所持人分明ナラサル場合ニ於テ其ノ代金ヨリ滞納処分費ヲ徴シタル残額カ債権者ニ交付スヘキ債権額及徴収スヘキ税金ニ充タサルトキハ其ノ抵当証券所持人ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ保管ス此ノ場合ニ於テ債権ノ弁済期限後四月ヲ過クルモ尙其ノ証明ヲ為ササルトキハ其ノ保管シタル金額ヲ税金ニ充テ尙残余アルトキハ之ヲ抵当証券所持人ニ交付ス物件ノ売却後二年内ニ其ノ証明ヲ為ササルトキ亦同シ

（財産ヲカクス等ノ罪）

第三十二条 納税者滞納処分ノ執行ヲ受クル前ニ於テ当該処分ノ執行ヲ免ルル目的ヲ以テ其ノ財産ヲ隠蔽シ、損壊シ、国ノ不利益ニ処分シ又ハ財産ノ負担ヲ虚偽ニ増加スル行為ヲ為シテ当該処分ノ執行ヲ受ケタル場合ハ之ヲ三年以下ノ懲役若ハ二十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス 当該処分ノ執行ヲ受ケタル後其ノ執行ヲ免ルル目的ヲ以テ此等ノ行為ヲ為シタル場合ニ付亦同シ

② 納税者ノ財産ヲ占有スル第三者納税者ヲシテ滞納処分ノ執行ヲ免レシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル場合ハ当該処分ノ執行ノ前後ヲ區別シ同項ノ例ニ依ル

③ 納税者ニ対スル滞納処分ノ執行前情ヲ知リテ第一項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三者ノ相手方トナリタル者納税者ニ付滞納処分ノ執行アリタルトキハ之ヲ二

年以下ノ懲役若ハ十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス滞納処分ノ執行アリタル後情ヲ知リテ同項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三者ノ相手方トナリタル者亦同シ

④ 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人、其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ当該各項ノ罰金刑ヲ課ス

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）

第四十八条

② 二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ処断ス

第六十三条 従犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十六条 犯罪ノ情状憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

○ 骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）

課税物件

第一条 骨牌ニハ本法ニ依リ骨牌税ヲ課ス

第二条及第三条 削除

税率

第四条 骨牌税ノ税率左ノ如シ

第一種 麻雀（紙製ノ麻雀及之ニ類スルモノヲ除ク）

甲類 象牙ヲ用ヒタルモノ 一組ニ付六千円

乙類 牛骨ヲ用ヒタルモノ 一組ニ付四千円

丙類 其ノ他ノモノ 一組ニ付二千円

第二種 第一種ノ骨牌以外ノ骨牌 一組ニ付六十円

② 一組ノ骨牌ニシテ之ヲ切断スルコトニ依リ二組以上ノ骨牌ト為シ得ルモノニ在リテハ

其ノ二組以上ノ骨牌ニ付課セラルベキ骨牌税額ノ合計額ヲ以テ其ノ税率トス

納税方法

第五条 骨牌税ハ製造所又ハ保税地域ヨリ骨牌ヲ引取ルトキ引取人骨牌ノ包裹ニ印紙ヲ貼

用シテ之ヲ納ムヘシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ
テ骨牌ノ包裏ニ納税済証印ノ押捺ヲ受ケ紙貼用ニ代フルコトヲ得

包裏

第六条 骨牌ヲ製造所又ハ保税地域ヨリ引取ルトキハ一組毎ニ包裏ヲ施シ貼用印紙又ハ納
税済証印ノ印影ヲ破毀スルニ非サレハ骨牌ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ為スヘシ

消印

第七条 貼用印紙ニハ印紙面ヨリ他所ニカケ消印ヲ為スヘシ
製造販売開院申告

第七条ノ二 骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為サムトスル者ハ製造所又ハ販売所一箇所毎ニ政府ニ
申告スヘシ其ノ製造又ハ販売ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

記帳義務

第八条 骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ハ骨牌ノ出入ニ関シ詳細明瞭ニ其ノ事実ヲ帳簿ニ記

内

茂木

載スヘシ

〔施規〕七、八

引取制限

第九条 相当印紙ノ貼用ナキ若ハ納税済証印ノ押捺ヲ受ケサル骨牌、第六条ノ裝置ヲ為サ
サル骨牌又ハ第七条ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為サル骨牌ハ之ヲ製造所又ハ保税地域ヨ
リ引取ルコトヲ得ス

引渡制限

第九条ノ二 骨牌ノ製造ヲ為ス者ハ相当印紙ノ貼用ナキ若ハ納税済証印ノ押捺ヲ受ケサル
骨牌、第六条ノ裝置ヲ為サル骨牌又ハ第七条ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為サル骨牌ヲ
引取人ニ引渡スコトヲ得ス

所持又ハ譲渡制限

第十条 骨牌ノ販売ヲ為ス者ハ相当印紙ノ貼用ナキ若ハ納税済証印ノ押捺ヲ受ケサル骨牌、
第六条ノ裝置ヲ為サル骨牌又ハ第七条ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為サル骨牌ヲ所持シ
又ハ譲渡スルコトヲ得ス但シ古物ニシテ既ニ骨牌税ヲ課セラレタルモノナルトキハ此ノ
限ニ在ラス

検査

第十一条 収税官吏ハ骨牌ノ製造所、販売所又ハ販売者ニ就キ骨牌ノ製造又ハ販売上必要ナル検査又ハ質問ヲ為スコトヲ得
再不課税又ハ還付

第十一条ノ二 骨牌税ヲ課セラレタル骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ骨牌ヲ製造所ヨリ引取ルモ更ニ骨牌税ヲ課セズ但シ第二項ニ依リ骨牌税ニ相当スル金額ノ還付ガ為サレタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

② 骨牌税ヲ課セラレタル骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ当該骨牌ノ引取人ガ命令ノ定ムル手續ニ依リ其ノ種類及数量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ当該骨牌ニ課セラレタル骨牌税ニ相当スル金額ヲ還付ス但シ貼用印紙ガ脱落シ若ハ毀損シ若ハ納税済証印ノ印影ガ汚損シ若ハ消失シタル骨牌又ハ第六条ノ装置ヲ為サザル骨牌若ハ同条ノ装置ガ破毀セラレタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

③ 政府ハ前項ノ承認ヲ為シタル場合ニ於テハ当該骨牌ニ付包裹及貼用印紙又ハ納税済証印ノ印影ヲ破毀スベシ

一 外

茂木

免税

第十二条 外国ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌税ヲ免除ス

② 前項ノ骨牌ニ付テハ第六条及第九条乃至第十条ヲ適用セス

輸出廢止骨牌ノ課税

第十三条 外国ニ輸出スル為骨牌税ノ免除ヲ受ケタル骨牌ニシテ免除後六月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ第十四条第一項但書ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除キ直ニ引取人ニ其ノ骨牌税ヲ課ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

② 前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五条ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴収ス

③ 前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ハ命令ノ定ムル手續ニ依リ其ノ骨牌ニ付骨牌税納付済ナルコトヲ証スル納税済証印ノ押捺ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

「施規」一〇、一一ノ二

免税骨牌ノ引渡等制限

第十四条 骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ハ第十二条ノ骨牌ヲ輸出以外ノ目的ニ充ツル為又ハ見本以外ノ用ニ供スル為ニ引渡し、引取り、譲渡シ又ハ譲受クルコトヲ得ス但シ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

② 前項ノ承認ヲ受ケタル骨牌ニ付テハ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ其ノ骨牌税ヲ課ス

無申告製造犯

第十五条 政府ニ申告セスシテ骨牌ヲ製造シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

② 前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ対スル骨牌税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

③ 第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ当該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

茂木 てきくら

④ 前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五条ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴取ス

⑤ 第十三条第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付之ヲ準用ス

脱税犯

第十五条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 前条第一項ノ外第九条又ハ第九条ノ二ニ違反シテ骨牌ヲ引取り又ハ引渡しタル者

二 第十四条第一項ニ違反シテ骨牌ヲ引渡し、引取り、譲渡シ又ハ譲受ケタル者

三 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ骨牌税ヲ逃脱シ又ハ逃脱セムトシタル者

② 前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ対スル骨牌税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

③ 前条第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付之ヲ準用ス

④ 第十三条第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前条第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付之ヲ準用ス

未納税骨牌所持犯

第十五条ノ三 第十条ニ違反シテ相当印紙ノ貼用ナキ又ハ納税済証印ノ押捺ヲ受ケサル骨牌ヲ所持シ又ハ譲渡シタルトキハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

② 前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ当該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

秩序犯

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 政府ニ申告セスシテ骨牌ヲ販売シタル者

二 第十条ニ違反シテ第六条ノ装置ヲ為ササル骨牌又ハ第七条ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為ササル骨牌ヲ所持シ又ハ譲渡シタル者

第十七条 骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者骨牌ノ出入ニ関シ帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ヲ詐リタルトキハ五万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十八条 第十一条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ五万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

刑法適用除外

第十九条 第十五条乃至第十六条及第二十一条ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八条

第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

責任罰及行為者処罰

第二十条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第十五条乃至第十八条、第二十一条ノ二又ハ第二十一条ノ三ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

不課税

第二十一条 本法ハ伊呂波加留多、歌加留多及政府ノ認許ヲ得タル骨牌ニ之ヲ適用セス

移入禁止

第二十一条ノ二 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル骨牌ハ本法ト同一又ハ之ヨリ高キ税率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

- ② 前項ノ規定ニ違反シテ骨牌ヲ移入シタル者ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス
③ 前項ノ骨牌ハ何人ノ所有ニ属スルヲ問ハス之ヲ没収ス
罰則、

第二十一条ノ三 前条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ移入ニ係ル骨牌ニ対スル骨牌税二十倍ニ相当スル金額カ三千円ヲ超ユルトキ三千円ヲ超エ其ノ骨牌税二十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
保税地域

第二十一条ノ四 本法ニ於テ保税地域トハ関税法ニ定ムル保税地域ヲ謂フ

○ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律
第四百七十五号）

戻入酒類等の控除又は還付の特例

第七条 酒類又は砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条第一項に掲げる第二種若しくは第三種の物品、揮発油若しくは骨ばい、の製造者又は販売業者が販売のために所持するこれらの物（販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水を含む）で酒税又は砂糖消費税、物品税、揮発油税若しくは骨ばい税を課せられたものが災害に因り滅失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合においては、命令の定めるところにより、当該酒類又は砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条第一項に掲げる第二種若しくは第三種の物品、揮発油若しくは骨ばい、（以下「被災酒類等」と総称する。）について課せられた酒税又は砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税若しくは骨ばい税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（利子税額及び延滞加算税額を除く。）に相当する金額（被災酒類等について当該製造者又は販売業者が保険金、損害賠償金等により損失を補てんされたときは、その補てんされた金額に依り命令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）を当

該被災酒類等に係る酒税等の納税義務者がその災害のあつた日以後において納付すべき酒税等の税額から、それぞれ控除する。但し、当該納税義務者が当該製造者又は販売業者である場合を除き、その控除すべき金額は、当該製造者又は販売業者が当該納税義務者の負担により当該被災酒類等について損失の補償を受けた金額を限度とする。

② 前項の規定は、被災酒類等について酒税法第三十条第一項、砂糖消費税法第二十一条第一項、物品税法第九条又は骨牌税法第十一条ノ二第二項本文の規定の適用がある場合において、これを適用しない。

(第三項 第四項 略)

申告、申請の特例

第八条 災害に因り被害を受けた者の納付すべき所得税、法人税、相続税、酒税、砂糖消費税、物品税及び入場税については、被害のあつた日以後一箇月以内になすべき課税に關する申告、申請及び請求は、災害の止んだ日から二箇月以内にこれをなすことができる。

徴収猶予

第九条 政府は、災害に因り被害を受けた者の被害のあつた日以後一年以内において納付

すべき 所得税、増加所得税、法人税、相続税、酒税、砂糖消費税、物品税及び入場税については、命令の定めるところにより、各納期限から一年以内その徴収を猶予することができる。

○ 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）
製造、輸入、販売、頒布、使用禁止

第一条 政府の発行する印紙、酒税法第五十一条の規定による酒税証紙、物品税法第十六条ノ二の規定による物品税証紙若しくは入場税法第十九条の規定による用紙に紛らわしい外観を有する物又は印紙税法第六条但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす税印の印影若しくは物品税法第十六条ノ二の規定による表示に紛らわしい外観を有するもの若しくはこれに紛らわしい外観を有する印影若しくは表示を生ずべき器具は、これを製造し、輸入し、販売し、頒布し、又は使用してはならない。

（第二項 略）

○ 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

控除すべき債務

第十四条 前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確定と認められるものに限り、
2 前条の規定によりその金額を控除すべき公租公課の金額は、被相続人の死亡の際

債務の確定しているものの金額の外、被相続人に係る所得税、相続税、贈与税、再評価税、有価証券取引税、砂糖消費税、酒税、揮発油税、地方道路税、入場税及び物品税の税額で政令で定めるものを含むものとする。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）

（目的）

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、屯税法（明治三十二年法律第八十八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）、骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）及び地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の特例を設けることを目的とする。

（内国消費税の免除）

第七条 前条の規定の適用を受ける物品については、酒税、砂糖消費税、物品税、骨ばい税、揮発油税及び地方道路税（以下「内国消費税」という。）を免除する。但し、保税工場において製造された物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、同条第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

(関税免除物品の譲受の制限)

第十二条 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍歴、これらの者の家族及び契約者等以外の者が、第六条の規定の適用を受けた物品(当該物品を使用して製造された物品及びその副産物を含む。)を日本国内において譲り受けようとするときは、当該譲受を輸入とみなし、関税法及び関税率法の規定を適用する。但し、当該物品が既に本項の規定により関税法及び関税率法の適用を受けたものである場合は、この限りでない。

2 前条第一項の規定及び前項において準用する関税法第六十七条の規定による申告及び検査並びに許可は、政令で定めるところにより、一括して行うことができる。

3 第一項の規定の適用を受ける譲受は、酒税法第二十六条、砂糖消費税法第十三条、物品税法第十条、骨牌税法第五条、揮発油税法第五条並びに地方道路税法第五条の規定の適用については、保税地域よりの引取とみなす。

(第四項 略)

○ 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)

(源泉徴収所得税等)

第一百十九条 更生債権のうち、源泉徴収に係る所得税、通行税、有価証券取引税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税及び特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権として請求することができる。更生手続開始前六月間の公社の使用人の給料並びに更生手続開始前の原因に基いて生じた会社の使用人の預り金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

○ 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）

（法令の施行の停止及びこれに伴う措置）

第二条 奄美群島には、左の各号に掲げる法令は、それぞれ政令で定める日まで施行しない。

- 一 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）
- 二 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）
- 三 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）
- 四 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）
- 五 骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）

（以下略）

○ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）

（目的）

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、通行税法（昭和十五年法律第四十三号）、印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）、地方道路税法（昭和三十年法律第四号）、入場税法（昭和二十九年法律第九十九号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、屯税法（明治三十二年法律第八十八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）、骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）、たばこ専売法（昭和二十四年法律第十一号）及び塩専売法（昭和二十四年法律第十二号）の特例を設けることを目的とする。

(関税法等の特例)

第四条 国際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機
関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税定率法、酒税法、砂糖消費税法、物品税法、
揮発油税法、地方道路税法又は骨牌税法の適用及び国際連合の軍隊が所有している船舶
若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空
機で国際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているも
のに対する関税法又は屯税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十
十七年法律第百二十二号)の規定を準用する。

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)

(趣旨)

第一条 この法律は、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、砂糖消費税法(昭和三十年法
律第三十八号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、揮発油税法(昭和二十四年法
律第四十四号)、地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)又は骨牌税法(明治三十五
年法律第四十四号)(以下「酒税法等」という。)及び国税犯則取締法(明治三十三年
法律第六十七号)の規定において定めるもののほか輸入する物品に対する内国消費税の
賦課、徴収及び免除等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- 一 「内国消費税」とは、酒税法等の規定により課される酒税、砂糖消費税、物品税、
揮発油税、地方道路税又は骨牌税をいう。
- 二 「内国消費税課税物品」とは、酒税法第二条第一項(定義)に規定する酒類、砂糖
消費税法第一条(課税物件)に規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条

(課税物件)に規定する物品、揮発油税法第二条第一項(定義)に規定する揮発油(同法第十五条(揮発油とみなす場合)の規定により揮発油とみなされる物を含む。)

又は骨牌税法第一条(課税物件)に規定する骨はいをいう。

(第三号、第四号略)

(輸入の許可前における引取)

第六条 砂糖消費税法第七条、揮発油税法第十三条、地方道路税法第九条第二項及び骨牌税

法第九条(未納税品の引取制限)の規定は、関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取)の規定により内国消費税課税物品を引き取る場合には、適用しない。

2 関税法第七十三条第一項の規定により引き取る内国消費税課税物品の当該引取により徴収すべき内国消費税は、当該物品について同法第八条第二項(納税の告知)の規定により指定された関税の納期日において徴収する。

3 前項の規定の適用を受ける物品については、関税法第七十三条第一項の規定により関税額に相当する担保を提供する際、当該物品について課すべき内国消費税額に相当する担保を提供しなければならない。

(担保の種類)

第八条 第五条第二項、第六条第三項又は前条第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 税関長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)

四 税関長が確実と認める保証人の保証

2 前項の担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

(担保の処分等)

第九条 第五条第二項、第六条第三項又は第七条第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもって内国消費税の納付に充てることができる。

2 第五条第二項、第六条第三項又は第七条第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに内国消費税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもって内国消費税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納

処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて内国消費税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して内国消費税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金をもつて徴収すべき内国消費税及び処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき内国消費税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第五条第二項、第六条第三項又は第七条第二項の規定により提供された担保物について準用する。

裏面白紙

昭和三十三年三月八日

法制局長官

内閣官房長官 殿

別紙トランプ類税法案

中一部訂正に関する

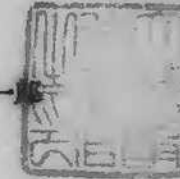
主務省の申出の件は、別にさしつかえがないものと認める。

大 蔵 省

昭和32年3月7日

内閣官房長官 石 田 博 英 殿

大蔵事務次官 平 田 敬一郎



トランプ類税法案の正誤について

2月19日閣議決定となつたトランプ類税法案について、
別紙のとおり正誤方お取りはからい願いたい。

裏
面
白
紙

大 蔵 省

第二條各号列記以外の部分中「使用」とあるのは「使用の目的」の誤り。

第八條第二項中「及び第三十四條」とあるのは「、第三十四條」の誤り。

附則第十五項中「第十四條」とあるのは「第十四條第一項」の誤り。

郎

裏面白紙

昭和三十三年三月五日

内閣総理大臣官房総務課長

衆議院議事部長殿

正誤通知

トランプ類税法案印刷物中

- 一三頁六、七、八行の行頭一字上るべきの誤
- 一九頁六行「戻入に係る」は「戻入に係る」の誤
- 二〇頁二行「業務等」は「義務等」の誤
- 三四頁七行「同じ。」は「同じ。」に申告」の誤
- 四二頁一〇行「親法」は「新法」の誤

ト
ラ
ン
プ
類
税
法
案

トランプ類税法

骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 税率(第九条・第十条)
- 第三章 徴収(第十一条—第十四条)
- 第四章 免税、税額控除等(第十五条—第十八条)
- 第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等(第十九条—第二十六条)
- 第六章 納税の担保(第二十七条—第三十条)
- 第七章 雑則(第三十一条—第三十六条)

第八章 罰則(第三十七条―第四十一条)

附則

第一章 総則

(課税物件)

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。

(トランプ類の定義及び区分)

第二条 この法律において「トランプ類」とは、まあじやん、トランプ、花札、株札及び虫札並びに使用及び遊戯の方法がこれらに類する物で政令で定めるものをいい、その区分については、次に定めるところによる。

一 まあじやん

第一種 象げを用いたまあじやん

第二種 牛骨を用いたまあじやん

第三種 第一種及び第二種のまあじやん以外のまあじやん

二 トランプ

三 花札

四 株札

五 虫札

六 使用の目的及び遊戯の方法が前各号に掲げるトランプ類に類する物で政令で定めるもの

(納税義務者)

第三条 トランプ類の製造者は、その製造場から移出したトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

2 トランプ類を保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)

に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取るトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条 トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五条第一項第一号及び第三十二条を除く。）の適用上、これをトランプ類の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取とみなす場合）

第五条 トランプ類がトランプ類の製造場においてその用に供される場合には、当該製造者がその用に供する時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

2 トランプ類が保税地域においてその用に供される場合には、その用に供する者がその用に供する時に当該トランプ類をその保税地域から引き取るものとみなす。

（製造者等とみなす場合）

第六条 トランプ類の製造者又は販売業者が、原料、材料、労務、資金その他トランプ類の製造に必要なものを供給してトランプ類の製造を委託する場合又は他の製造者の製造したトランプ類若しくは当該トランプ類の包装若しくは容器に自己の商標を表示させる場合には、当該委託者又は表示させる者（以下「委託者等」という。）を当該受託者又は他の製造者（以下「受託者等」という。）の製造したトランプ類で当該委託又は表示に係るものの製造者とみなし、当該トランプ類については、当該受託者等の製造場を当該委託者等の製造場とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託をする旨又は表示をさせる旨その他政令で定める事項を記載した申告書を同項に規定する受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 トランプ類がトランプ類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造

者の責に帰することができないときは、当該トランプ類を移出した者をトランプ類の製造者とみなして、この法律を適用する。

- 4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

(トランプ類等とみなす場合)

第七条 トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げる物に該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する。

- 一 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするカード状の物（切断することによりカード状となる物を含む。）で、トランプ類の文字、図形又は記号の着色又は印刷を施したもの

二 前号に掲げる物以外の物で、トランプ類の文字、図形又は記号の彫刻、着色又は印刷を施したもの（当該彫刻、着色又は印刷を施すため成型されたものその他政令で定める状態にあるものを含む。）

- 2 トランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時においてトランプ類としての用に供することができないトランプ類については、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

- 3 トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保税地域から引き取られるトランプ類で、前項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないものは、一組とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)

第八条 トランプ類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ

類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用しない。

八

2 見本の用に供されるトランプ類その他政令で定めるトランプ類で、政令で定める手続により、税務署長又は税関長の承認を受けたものについては、この法律（第六条第一項及び第二項、前条、第十一条、第三十三条及び第三十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

第二章 税率

（税率）

第九条 トランプ類税の税率は、トランプ類の区分に応じ、一組につき、次に掲げる金額とする。

一 まあじやん

第一種 六千円

第二種 四千円

第三種 千円

二 第二条第二号から第六号までに掲げるトランプ類 六十円

2 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするまあじやんでカード状のものは、前項の規定の適用については、同項第二号に掲げるトランプ類とみなす。

3 一組のトランプ類で、これを切断することにより二組以上のトランプ類とすることができるときについては、第一項の規定にかかわらず、その二組以上のトランプ類につき課されるべきトランプ類税額の合計額をもつて、当該トランプ類の税率とする。

（税額算定の特例）

第十条 第七条第三項の規定により一組とみなされるトランプ類について納付すべきトランプ類税の税額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項に規定する税率を、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数で除し、これに当該トランプ類の個数又は枚数を乗じて得た金

九

額とする。

第三章 徴収

(移出組数等の申告)

第十一条 トランプ類の製造者は、毎月その製造場から移出したトランプ類（当該移出につき第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けたトランプ類を除く。）の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取に係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取るトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

(移出組数等の決定通知)

第十二条 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載されたトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該トランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

(納期)

第十三条 トランプ類の製造場から移出したトランプ類に係るトランプ類税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取るトランプ類に係るトランプ類税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)

第十四条 税務署長又は税関長は、政令で定めるところによりトランプ類税の税額に相当する担保が提供された場合には、一月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等

(未納税移出及び未納税引取)

第十五条 次に掲げる場合において、当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとうとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第六項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 トランプ類の製造者がトランプ類をトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場へ

移出する場合

二 トランプ類の製造者がトランプ類を保税地域から自己のトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長(当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係るトランプ類の移出先又は引取先等につき、トランプ類税の保全上

特に不適當と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にそのトランプ類を移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取ったトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトラ

ンプ類税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 トランプ類を輸出する目的でトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第四項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供を

しない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

5 第一項の承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該トランプ類をこの法律の施行地において使用し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(免税トランプ類の表示等)

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該承認に係るトランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該承認に係るトランプ類である旨の表示をしなければならない。

(戻入れの場合のトランプ類税の控除等)

第十八条 トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場に戻し入れた場合においては、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額から当該トランプ類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトラン

ブ類の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該トランプ類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係るトランプ類税額から、当該トランプ類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 第一項の場合において、トランプ類の製造の廃止その他の理由により、トランプ類を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額がないとき、又は徴収されるべきトランプ類税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

4 トランプ類の製造者が第一項又は第二項の規定による控除を受けようとする場合には、当該

戻入れ又は移入に係るトランプ類の区分及び区分ごとの組数を記載した書類並びに当該トランプ類につき徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額につき事実を証する書類を提出するとともに、当該トランプ類を提示して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

5 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入に係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

6 税務署長は、第四項の規定によりトランプ類を提示された場合には、当該トランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けてあるトランプ類税証紙若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定により押された検印又は第三十五条の規定により押された証印を破棄し、又はまつ消しなければならない。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

(包装を施す業務等)

第十九条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類に、あらかじめ包装を施さなければならない。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

(証紙をはり付ける義務等)

第二十条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類の包装に、あらかじめトラ

ンプ類税証紙(以下「証紙」という。)をはり付けなければならない。

2 前項の規定による証紙のはり付けは、これを破らなければトランプ類をその包装から取り出すことができない方法で、しなければならない。

3 トランプ類の製造者は、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第十一条第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

(証紙の交付)

第二十一条 証紙は、政府が作成し、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者に交付する。

2 税務署長又は税関長は、証紙を交付する場合には、特別の事情がある場合を除き、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者がその時まで納付しなければ

ならないトランプ類税を完納したこと及びその時まで使用していない証紙の枚数を確認した上でなければ、これを交付してはならない。

- 3 税務署長は、第二十七条第二項の規定により担保の提供を命じた場合において、トランプ類の製造者に証紙を交付するときは、当該製造者が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

(検印)

第二十二条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、一時に多量のトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合その他特別の事情がある場合において、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けることができる。

- 2 前条第二項又は第三項の規定は、前項の承認について準用する。

- 3 税務署長又は税関長は、取締上特に必要があると認める場合には、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けさせることができる。

- 4 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

(証紙を消す義務)

第二十三条 第二十条第一項の規定によりトランプ類の包装に証紙をはり付ける場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、当該包装と証紙の彩紋とにかけ、判明に証紙を消さなければならない。

(証紙の譲渡制限等)

第二十四条 何人も、前条の規定により消されていない証紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、そ

の譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者は、トランプ類の包装にはり付けた証紙で第二十三条の規定により消されたものを、さらに当該トランプ類以外のトランプ類の包装に対するはり付けに使用してはならない。

3 トランプ類の販売業者は、その販売する目的で所持するトランプ類の包装にはり付けてある証紙をはがしてはならない。

(包装を施す義務等を免除する場合)

第二十五条 次に掲げる場合に該当するときは、第十九条から第二十三条までの規定は、適用しない。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第十五条第一項又は第

十六条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 前号に掲げる場合のほか、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第七条第二項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

(未包装のトランプ類等の所持等の禁止)

第二十六条 トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 第十九条第一項の規定による包装をしていないトランプ類

二 第二十条第一項の規定による証紙のはり付け若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定による検印又は第三十五条の規定による証印がないトランプ類

三 第二十三条の規定により消されていない証紙がはり付けてあるトランプ類

2 次に掲げるトランプ類については、前項の規定は、適用しない。

一 第十七条に規定する包装及び表示をしたトランプ類

二 前条第二号に規定するトランプ類

三 古物(古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第一条(定義)第一項に規定する古物をいう。)に該当するトランプ類で、古物営業法第十七条又は第十八条(帳簿)の規定により帳簿に記載されているもの

第六章 納税の担保

(担保の提供)

第二十七条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該トランプ類に係るトランプ

類税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十六条第一項の承認を受けて輸出する目的でトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、トランプ類税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、トランプ類税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項若しくは第十六条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項若しくは第三十八条第二項の規定によりトランプ類税を徴収され、若しくは免除され

るまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第二十八条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下「国税庁長官等」という。）が確実に認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実に認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

(担保の交換等)

第二十九条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しく

は前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不充分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができる。

3 前条の規定は、前二項の場合について準用する。

(担保の処分等)

第三十条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税の納付に充てることができる。

2 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭以外の担保

物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知してトランプ類税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべきトランプ類税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条、第二十七條第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物につ

いて準用する。

第七章 雑則

(利子税額)

第三十一条 トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日（トランプ類を保税地域から引き取った者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する場合において、そのトランプ類税を徴収するときは、その引き取った日とし、同条第三項の規定によりトランプ類税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該トランプ類税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、トランプ

類税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係るトランプ類税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額は、同項の未納に係るトランプ類税額からその一部納付に係るトランプ類税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該トランプ類税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

(製造又は販売の開廃等の申告)

三四

第三十二条 トランプ類の製造をしようとする者(第六条第一項に規定する受託者等になろうとする者を含み、同項に規定する委託者等になろうとする者を除く。)又はトランプ類の販売業をしようとする者は、その製造場又は営業場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は営業場の所在地(販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所地)の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。)は申告しなければならない。トランプ類の製造者(第六条第一項に規定する受託者等を含み、同項に規定する委託者等を除く。以下次項において同じ。)又は販売業者がその製造又は販売を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

第三十三条 トランプ類の製造者(第六条第一項に規定する受託者等を含む。以下第三十六条において同じ。)又は販売業者は、政令で定めるところにより、トランプ類の製造、貯蔵又は販売に関する事実その他業務に関し必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第三十四条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十一条第一項又は第三十二条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

三五

第三十五条 第十五条第六項本文、第十六条第四項本文、第三十七条第三項又は第三十八条第二項本文の規定によりトランプ類税が徴収される場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類を所持する販売業者は、政令で定めるところにより、当該トランプ類の包装に、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けることができる。

(当該職員の権限)

第三十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 トランプ類の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関するトランプ類、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 トランプ類の製造者にその製造に必要な原料若しくは材料を給付する義務があつたと認め

られる者又は当該義務があると認められる者に対して質問すること。

三 トランプ類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取るトランプ類を検査すること。

四 運搬中のトランプ類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、トランプ類税に関する調査については、トランプ類の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体のトランプ類の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、第一項又は前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。

第八章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為によりトランプ類税を免かれ、又は免かれようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第十八条第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係るトランプ類税に対するトランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該トランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3 トランプ類の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該トランプ類税に係

るトランプ類が既に製造場から移出されているときは、第十三条第一項の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者
- 二 第十五条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者で、当該トランプ類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの
- 三 第十六条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者で、同条第五項の規定に違反して当該トランプ類を使用し、又は譲り渡したものの
- 四 第十九条第一項の規定に違反して包装を施さなかつた者
- 五 第二十条第一項の規定に違反して証紙をはり付けなかつた者
- 六 第二十条第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第二十三条の規定に違反して証紙を消さなかつた者

八 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反して証紙を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は再使用した者

九 第二十六条の規定に違反してトランプ類を所持している者又は同条の規定に違反してトランプ類を譲り渡し、若しくは譲り受けた者

2 前項第二号又は第三号の場合においては、第十五条第六項本文又は第十六条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は料料に処する。

- 一 第六条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者
- 二 第十七条の規定に違反して包装又は表示をしなかつた者

三 第十九条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載を怠り、又は偽つた者

四 第二十条第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けた者

五 第二十四条第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六 第三十二条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第三十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

八 第三十六条第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号若しくは第三号の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 第三十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従犯の刑の減輕）及び第六十六条（情状による刑の減輕）の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合におけ

る懲役刑については、この限りでない。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十七条から第三十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨ばい税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出するトランプ類については、改正後のトランプ類税法(以下「親法」という。)第十四条の規定は、適用しない。

4 トランプ類の製造者又は販売業者で、この法律の施行の際新法第六条第一項に規定する委託

者等である者又はこの法律の施行の日以後五日以内に委託者等になろうとする者に係る同条第二項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十三年七月十日とする。

5 この法律の施行の際トランプ類の製造場又は保税地域に現存するトランプ類で、改正前の骨牌税法(以下「旧法」という。)第六条に規定する包装及び装置を施し、かつ、旧法第五条本文の規定により当該包装にはり付けた印紙に旧法第七条の消印をしたもの(旧法第五条ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。)については、この法律の施行の日の前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなして、旧法第四条及び第五条の規定の例による。この場合においては、新法第三条、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

6 旧法第五条本文の規定によりはり付けてある印紙又は同条ただし書若しくは旧法第十三条第

三項(旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。)の規定により押された納税済証印については、新法第二十条第一項の規定によりはり付けてある証紙又は新法第二十二条第一項の規定により押された検印とみなす。

7 旧法第六条の規定により施した包装で同条に規定する装置をしたもの(印紙をはり付けてあるものに限る。)は、新法第十九条の規定により施した包装で新法第二十条第二項に規定する方法により証紙をはり付けてあるものとみなす。

8 旧法第七条の規定によりした消印については、新法第二十三条の規定によりしたものとみなす。

9 旧法第七条ノ二の規定による申告をしてこの法律の施行の際現にトランプ類を製造し、又は販売している者は、新法第三十二条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

10 トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し

入れられたものが、この法律の施行の際当該製造場に現存する場合には、新法第十八条第一項中「当該戻入れの月」とあるのは「この法律の施行の日の属する月」と、「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)」とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

11 この法律の施行前にトランプ類の製造場から引き取られたトランプ類が、この法律の施行の日以後に当該製造場に戻し入れられた場合には、新法第十八条第一項中「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)」とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 他のトランプ類の製造場又は保税地域からこの法律の施行前に引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合(前二項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該トランプ類をこの法律の施行の日以後その移入した製造場からさらに移出するとき

は、新法第十八条第二項中「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取」とあるのは「当該他の製造場又は保税地域からの引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)」とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13 旧法第十一条ノ二第二項の規定(次項においてなおその効力を有するものとされる場合を含む。)により骨ばい税に相当する金額を還付された、又は還付されるべき骨ばい税に相当する金額に係るトランプ類については、前三項の規定は、適用しない。

14 旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ばい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15 旧法第十二条第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られたトランプ類の当該引取に係る骨ばい税の徴収又は免除並びに当該トランプ類についての旧法第十四条ただし書の規定による承認及び当該承認に係る骨ばい税の徴収については、なお従前の例による。

16 旧法第十三条第二項又は第十五条第四項(旧法第十五条ノ二第三項において準用する場合を含む。)の規定(前項又は附則第二項の規定によりなおその例によるものとされる場合を含む。)

により既に骨ばい税を徴収されたトランプ類を所持する者については、旧法第十三条第三項(旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「骨ばい」を「トランプ類」に、「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二項中「骨牌税法第十一条ノ二第二項本文」を「トランプ類税法第十八条第一項」に改める。

第八条及び第九条中「地方道路税」の下に「トランプ類税」を加える。

19 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品税証紙」の下に「トランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙」を、「税印の印影」の下に「トランプ類税法第二十二条の規定による検印の印影、同法第三十五条の規定による証印の印影」を加える。

20 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及び物品税」を「物品税及びトランプ類税」に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十二年法律第 号）」に改める。

第七条中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改める。

第十二条第三項中「骨牌税法第五条」を「トランプ類税法第十三条及び第十九条から第二十条まで」に改める。

22 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「入場税」の下に「トランプ類税」を加える。

23 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 トランプ類税法（昭和三十二年法律第 号）

24 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ類税法(昭和三十二年法律第号)」に改める。

第四条中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に改める。

25 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ類税法(昭和三十二年法律第号)」に改める。

第二条第二号中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二号中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に、「骨ばい」を「トランプ類」に改める。

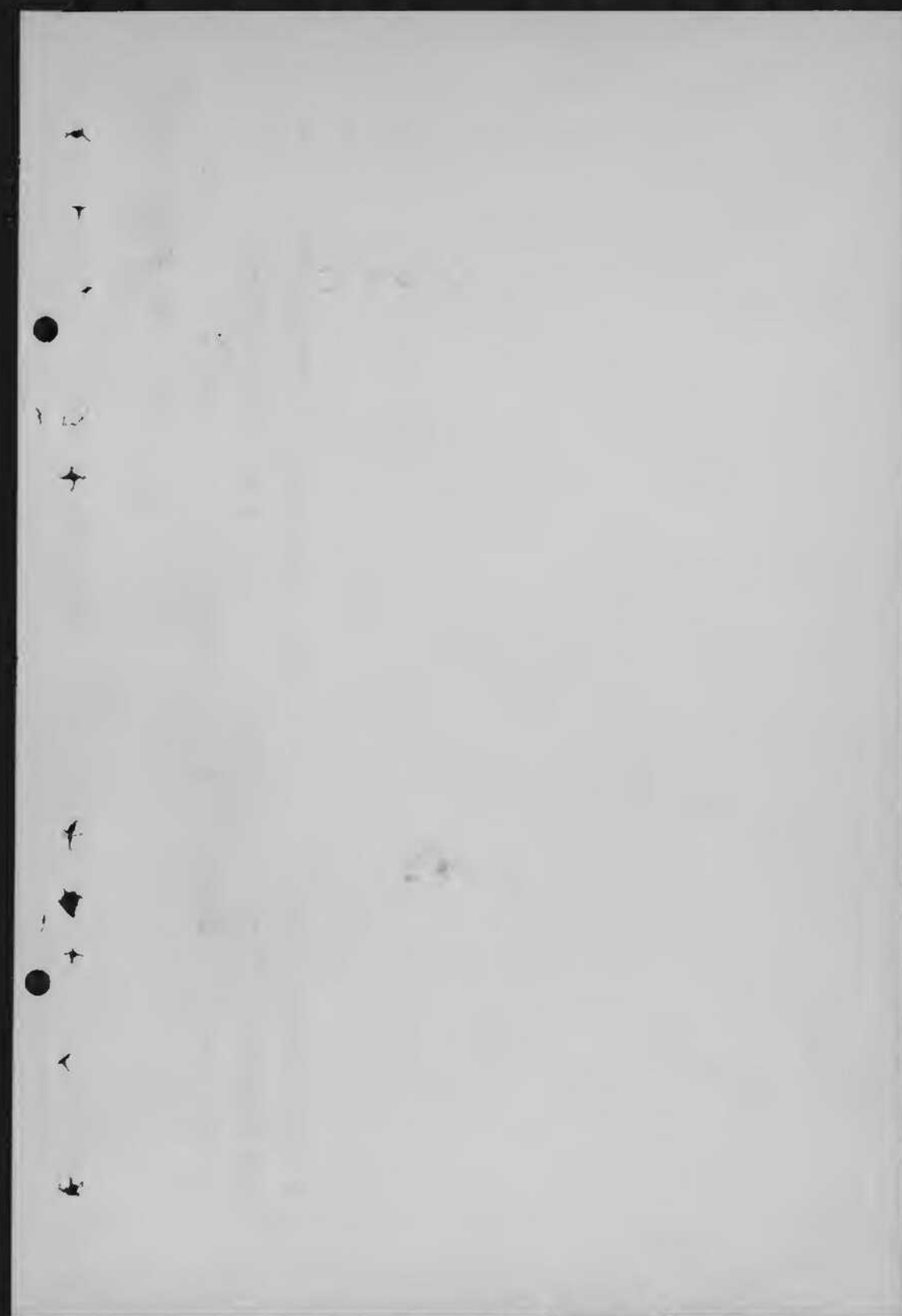
第六条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八条第一項並びに第九条第一項、第二項及び第五項中「第六条第三項」を「第六条第二項」に

改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最近におけるトランプ類の製造及び取引の現状にかえりみ、トランプ類に対する課税の適正を期するため所要の規定を整備するとともに、象げ製及び牛骨製まあじやん以外のまあじやんの税率を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



昭和三十三年三月十一日

内閣総理大臣官房総務課長

衆議院議事部長殿

正誤通知

トランプ類税法案印刷物中

八頁四行「第三十三條及び」は「第三十三條」の誤
四六頁一〇行「第十四條」は「第十四條第一項」の誤
二頁八行「使用」は「使用の目的」の誤

総理府

裏面白紙

ト
ラ
ン
プ
類
税
法
案

トランプ類税法

骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第八条)
- 第二章 税率(第九条・第十条)
- 第三章 徴収(第十一条—第十四条)
- 第四章 免税、税額控除等(第十五条—第十八条)
- 第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等(第十九条—第二十六条)
- 第六章 納税の担保(第二十七条—第三十条)
- 第七章 雑則(第三十一条—第三十六条)

第八章 罰則(第三十七条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(課税物件)

第一条 トランプ類には、この法律により、トランプ類税を課する。

(トランプ類の定義及び区分)

第二条 この法律において「トランプ類」とは、まあじやん、トランプ、花札、株札及び虫札並びに使用及び遊戯の方法がこれらに類する物で政令で定めるものをいい、その区分については、次に定めるところによる。

一 まあじやん

第一種 象げを用いたまあじやん

第二種 牛骨を用いたまあじやん

第三種 第一種及び第二種のまあじやん以外のまあじやん

二 トランプ

三 花札

四 株札

五 虫札

六 使用の目的及び遊戯の方法が前各号に掲げるトランプ類に類する物で政令で定めるもの

(納税義務者)

第三条 トランプ類の製造者は、その製造場から移出したトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

2 トランプ類を保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)

に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る者は、その引き取るトランプ類の組数に応じ、トランプ類税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条 トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十五条第一項第一号及び第三十二条を除く。）の適用上、これをトランプ類の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取とみなす場合）

第五条 トランプ類がトランプ類の製造場においてその用に供される場合には、当該製造者がその用に供する時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

2 トランプ類が保税地域においてその用に供される場合には、その用に供する者がその用に供する時に当該トランプ類をその保税地域から引き取るものとみなす。

（製造者等とみなす場合）

第六条 トランプ類の製造者又は販売業者が、原料、材料、労務、資金その他トランプ類の製造に必要なものを供給してトランプ類の製造を委託する場合又は他の製造者の製造したトランプ類若しくは当該トランプ類の包装若しくは容器に自己の商標を表示させる場合には、当該委託者又は表示させる者（以下「委託者等」という。）を当該受託者又は他の製造者（以下「受託者等」という。）の製造したトランプ類で当該委託又は表示に係るものの製造者とみなし、当該トランプ類については、当該受託者等の製造場を当該委託者等の製造場とみなして、この法律を適用する。

2 前項に規定する委託者等になろうとする者は、あらかじめ、当該委託をする旨又は表示させる旨その他政令で定める事項を記載した申告書を同項に規定する受託者等の製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 トランプ類がトランプ類の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造

者の責に帰することができないときは、当該トランプ類を移出した者をトランプ類の製造者とみなして、この法律を適用する。

4 トランプ類の製造者がその製造を廃止した場合において、トランプ類がその製造場であつた場所に現存するときは、当該トランプ類については、なおその場所をトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

(トランプ類等とみなす場合)

第七条 トランプ類の製造工程中の未完成品で、次に掲げる物に該当するものは、トランプ類とみなして、この法律を適用する。

一 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするカード状の物（切断することによりカード状となる物を含む。）で、トランプ類の文字、図形又は記号の着色又は印刷を施したもの

二 前号に掲げる物以外の物で、トランプ類の文字、図形又は記号の彫刻、着色又は印刷を施したもの（当該彫刻、着色又は印刷を施すため成型されたものその他政令で定める状態にあるものを含む。）

2 トランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時においてトランプ類としての用に供することができないトランプ類については、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数をもつて、一組とみなして、この法律を適用する。

3 トランプ類の製造場から移出されたトランプ類又は保税地域から引き取られるトランプ類で、前項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないものは、一組とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)

第八条 トランプ類の製造者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するトランプ

類のみを製造するものには、当該トランプ類については、この法律を適用しない。

2 見本の用に供されるトランプ類その他政令で定めるトランプ類で、政令で定める手続により、税務署長又は税関長の承認を受けたものについては、この法律（第六条第一項及び第二項、前条、第十一条、第三十三条及び第三十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

第二章 税率

（税率）

第九条 トランプ類税の税率は、トランプ類の区分に応じ、一組につき、次に掲げる金額とする。

一 まあじやん

第一種 六千円

第二種 四千円

第三種 千円

二 第二条第二号から第六号までに掲げるトランプ類 六十円

2 紙、セルロイドその他これらに類するものを材料とするまあじやんでカード状のものは、前項の規定の適用については、同項第二号に掲げるトランプ類とみなす。

3 一組のトランプ類で、これを切斷することにより二組以上のトランプ類とすることができるものについては、第一項の規定にかかわらず、その二組以上のトランプ類につき課されるべきトランプ類税額の合計額をもつて、当該トランプ類の税率とする。

（税額算定の特例）

第十条 第七条第三項の規定により一組とみなされるトランプ類について納付すべきトランプ類税の税額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項に規定する税率を、トランプ類の区分に応じ、政令で定める個数又は枚数で除し、これに当該トランプ類の個数又は枚数を乗じて得た金

額とする。

第三章 徴収

(移出組数等の申告)

第十一条 トランプ類の製造者は、毎月その製造場から移出したトランプ類（当該移出につき第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けたトランプ類を除く。）の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取に係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取るトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他政令で定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

(移出組数等の決定通知)

第十二条 前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載されたトランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該トランプ類の区分及び区分ごとの組数その他税率に係る事項を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

(納期)

第十三条 トランプ類の製造場から移出したトランプ類に係るトランプ類税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取るトランプ類に係るトランプ類税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収猶予)

一二

第十四条 税務署長又は税関長は、政令で定めるところによりトランプ類税の税額に相当する担保が提供された場合には、一月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等

(未納税移出及び未納税引取)

第十五条 次に掲げる場合において、当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第六項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 トランプ類の製造者がトランプ類をトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場へ

移出する場合

二 トランプ類の製造者がトランプ類を保税地域から自己のトランプ類の製造場又は自己のトランプ類の蔵置場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所轄税務署長(当該移出先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長)の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係るトランプ類の移出先又は引取先等につき、トランプ類税の保全上

特に不適當と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類については、当該承認に係る移出先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にそのトランプ類を移入した者がトランプ類の製造者でないときは、これをトランプ類の製造者とみなし、当該移出先又は引取先がトランプ類の製造場でないときは、これをトランプ類の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つたトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトラ

ンプ類税を免除する。

(輸出免税)

第十六条 トランプ類を輸出する目的でトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係るトランプ類税を免除する。ただし、第四項又は第三十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該トランプ類が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第二十七条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供を

しない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取ったトランプ類について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないとき、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したトランプ類につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、そのトランプ類税を免除する。

5 第一項の承認を受けてトランプ類をトランプ類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者は、当該トランプ類をこの法律の施行地において使用し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(免税トランプ類の表示等)

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をトランプ類の

製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該承認に係るトランプ類に包装を施し、かつ、当該包装に当該承認に係るトランプ類である旨の表示をしなければならない。

(戻入れの場合のトランプ類税の控除等)

第十八条 トランプ類の製造者がその製造場から移出したトランプ類を当該製造場に戻し入れた場合においては、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額から当該トランプ類につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につきこの項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他のトランプ類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたトランプ類をトラン

フ類の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該トランプ類をその移入した製造場からさらに移出するときは、当該移出に係るトランプ類税額から、当該トランプ類につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該トランプ類税額につき前項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

3 第一項の場合において、トランプ類の製造の廃止その他の理由により、トランプ類を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべきトランプ類税額がないとき、又は徴収されるべきトランプ類税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

4 トランプ類の製造者が第一項又は第二項の規定による控除を受けようとする場合には、当該

戻入れ又は移入に係るトランプ類の区分及び区分ごとの組数を記載した書類並びに当該トランプ類につき徴収された、又は徴収されるべきトランプ類税額につき事実を証する書類を提出するとともに、当該トランプ類を提示して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。

5 第三項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入に係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付の申請をしなければならない。

6 税務署長は、第四項の規定によりトランプ類を提示された場合には、当該トランプ類につき、次条第一項の規定により施された包装及び第二十条第一項の規定によりはり付けてあるトランプ類税証紙若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定により押された検印又は第三十五条の規定により押された証印を破棄し、又はまつ消しなければならない。

第五章 包装、トランプ類税証紙、所持禁止等

(包装を施す業務等)

第十九条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類に、あらかじめ包装を施さなければならない。

2 前項の規定により包装を施す場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該包装にその氏名又は名称その他政令で定める事項を記載しなければならない。

(証紙をはり付ける義務等)

第二十条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、その製造場から移出し、又はその保税地域から引き取ろうとするトランプ類の包装に、あらかじめトラ

ンプ類税証紙(以下「証紙」という。)をはり付けなければならない。

2 前項の規定による証紙のはり付けは、これを破らなければトランプ類をその包装から取り出すことができない方法で、しなければならない。

3 トランプ類の製造者は、毎月その使用した証紙の種類及び枚数を、第十一条第一項に規定する申告書にあわせて記載して、申告しなければならない。

4 証紙の種類、様式及び形式は、大蔵省令で定める。

(証紙の交付)

第二十一条 証紙は、政府が作成し、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者に交付する。

2 税務署長又は税関長は、証紙を交付する場合には、特別の事情がある場合を除き、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者がその時まで納付しなければ

ならないトランプ類税を完納したこと及びその時まで使用していない証紙の枚数を確めた上でなければ、これを交付してはならない。

- 3 税務署長は、第二十七条第二項の規定により担保の提供を命じた場合において、トランプ類の製造者に証紙を交付するときは、当該製造者が担保を提供するまで、これを交付しないことができる。

(検印)

第二十二条 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、一時に多量のトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合その他特別の事情がある場合において、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けることができる。

- 2 前条第二項又は第三項の規定は、前項の承認について準用する。

- 3 税務署長又は税関長は、取締上特に必要があると認める場合には、第二十条第一項の規定による証紙のはり付けに代えて、トランプ類の包装に検印を受けさせることができる。

- 4 検印の印影の形式は、大蔵省令で定める。

(証紙を消す義務)

第二十三条 第二十条第一項の規定によりトランプ類の包装に証紙をはり付ける場合においては、当該製造者又は当該トランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、当該包装と証紙の彩紋とにかけ、判明に証紙を消さなければならない。

(証紙の譲渡制限等)

第二十四条 何人も、前条の規定により消されていない証紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者が、そ

の譲渡につき、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者は、トランプ類の包装にはり付けた証紙で第二十三条の規定により消されたものを、さらに当該トランプ類以外のトランプ類の包装に対するはり付けに使用してはならない。

3 トランプ類の販売業者は、その販売する目的で所持するトランプ類の包装にはり付けてある証紙をはがしてはならない。

(包装を施す義務等を免除する場合)

第二十五条 次に掲げる場合に該当するときは、第十九条から第二十三条までの規定は、適用しない。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第十五条第一項又は第

十六条第一項の規定による承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 前号に掲げる場合のほか、トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が、第七条第二項に規定する政令で定める個数又は枚数に満たないトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

(未包装のトランプ類等の所持等の禁止)

第二十六条 トランプ類の販売業者は、次に掲げるトランプ類を所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 第十九条第一項の規定による包装をしていないトランプ類

二 第二十条第一項の規定による証紙のはり付け若しくは第二十二条第一項若しくは第三項の規定による検印又は第三十五条の規定による証印がないトランプ類

三 第二十三条の規定により消されていない証紙がはり付けてあるトランプ類

2 次に掲げるトランプ類については、前項の規定は、適用しない。

一 第十七条に規定する包装及び表示をしたトランプ類

二 前条第二号に規定するトランプ類

三 古物(古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第一条(定義)第一項に規定する古物をいう。)に該当するトランプ類で、古物営業法第十七条又は第十八条(帳簿)の規定により帳簿に記載されているもの

第六章 納税の担保

(担保の提供)

第二十七条 税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該トランプ類に係るトランプ

類税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けてトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二 トランプ類の製造者又はトランプ類を保税地域から引き取る者が第十六条第一項の承認を受けて輸出する目的でトランプ類をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

2 前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、トランプ類税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、トランプ類の製造者に対し、金額及び期間を指定して、トランプ類税につき担保の提供を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十五条第二項若しくは第十六条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十五条第六項、第十六条第四項若しくは第三十八条第二項の規定によりトランプ類税を徴収され、若しくは免除され

るまでの間とする。

二八

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

(担保の種類)

第二十八条 第十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下「国税庁長官等」という。）が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）

四 土地

五 火災保険に附した建物

六 工場財団

七 国税庁長官等が確実と認める保証人の保証

八 その他政令で定めるもの

(担保の変換等)

第二十九条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2 国税庁長官等は、第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しく

二九

は前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不充分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができる。

3 前条の規定は、前二項の場合について準用する。

(担保の処分等)

第三十条 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつてトランプ類税の納付に充てることができる。

2 第十四条、第二十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつてトランプ類税に充て、若しくは金銭以外の担保

物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつてトランプ類税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知してトランプ類税を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべきトランプ類税及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべきトランプ類税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条(財産をかくす等の罪)の規定の適用については、納税者とみなす。

5 国税徴収法第七条ノ四第四項(担保物についての国税の先取権)の規定は、第十四条、第二十七條第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物につ

いて準用する。

第七章 雑則

(利子税額)

第三十一条 トランプ類税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十四条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までにトランプ類税額を完納しないときは、その未納に係るトランプ類税額に対し、当該納期日（トランプ類税を保税地域から引き取つた者が第三十七条第一項第一号の規定に該当する場合において、そのトランプ類税を徴収するときは、その引き取つた日とし、同条第三項の規定によりトランプ類税を徴収する場合において、当該納期日が第十三条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該トランプ類税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、トランプ類税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係るトランプ類税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額は、同項の未納に係るトランプ類税額からその一部納付に係るトランプ類税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となるトランプ類税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該トランプ類税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付したトランプ類税額が同項の未納に係るトランプ類税額に達するまでは、その納付した税額は、当該トランプ類税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

(製造又は販売の開廃等の申告)

三四

第三十二条 トランプ類の製造をしようとする者(第六条第一項に規定する受託者等になろうとする者を含み、同項に規定する委託者等になろうとする者を除く。)又はトランプ類の販売業をしようとする者は、その製造場又は営業場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場又は営業場の所在地(販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所地)の所轄税務署長(当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。)は申告しなければならない。トランプ類の製造者(第六条第一項に規定する受託者等を含み、同項に規定する委託者等を除く。以下次項において同じ。)又は販売業者がその製造又は販売を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 トランプ類の製造者又は販売業者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

(記帳義務)

479

第三十三条 トランプ類の製造者(第六条第一項に規定する受託者等を含む。以下第三十六条において同じ。)又は販売業者は、政令で定めるところにより、トランプ類の製造、貯蔵又は販売に関する事実その他業務に関し必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第三十四条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十一条第一項又は第三十二条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

三五

(課税済証印)

三六

第三十五条 第十五条第六項本文、第十六条第四項本文、第三十七条第三項又は第三十八条第二項本文の規定によりトランプ類税が徴収される場合において、当該トランプ類税に係るトランプ類を所持する販売業者は、政令で定めるところにより、当該トランプ類の包装に、既にトランプ類税を課されたものである旨の証印を受けることができる。

(当該職員の権限)

第三十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、トランプ類税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 トランプ類の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関するトランプ類、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 トランプ類の製造者にその製造に必要な原料若しくは材料を給付する義務があつたと認め

られる者又は当該義務があると認められる者に対して質問すること。

三 トランプ類を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取るトランプ類を検査すること。

四 運搬中のトランプ類を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、トランプ類税に関する調査について必要がある場合には、トランプ類の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む。)に対して、その団体のトランプ類の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 当該職員は、第一項又は前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

三七

い。

第八章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為によりトランプ類税を免かれ、又は免かれようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第十八条第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

- 2 前項の犯罪に係るトランプ類税に対するトランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該トランプ類税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができる。

- 3 トランプ類の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該トランプ類税に係

るトランプ類が既に製造場から移出されているときは、第十三条第一項の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十一条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者
- 二 第十五条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者で、当該トランプ類をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの
- 三 第十六条第一項の承認を受けてトランプ類を製造場から移出し、又は保税地域から引き取った者で、同条第五項の規定に違反して当該トランプ類を使用し、又は譲り渡したもの
- 四 第十九条第一項の規定に違反して包装を施さなかつた者
- 五 第二十条第一項の規定に違反して証紙をはり付けなかつた者
- 六 第二十条第三項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第二十三条の規定に違反して証紙を消さなかつた者

八 第二十四条第一項又は第二項の規定に違反して証紙を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は再使用した者

九 第二十六条の規定に違反してトランプ類を所持している者又は同条の規定に違反してトランプ類を譲り渡し、若しくは譲り受けた者

2 前項第二号又は第三号の場合においては、第十五条第六項本文又は第十六条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにそのトランプ類税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第六条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者
- 二 第十七条の規定に違反して包装又は表示をしなかつた者

三 第十九条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載を怠り、又は偽つた者

四 第二十条第二項の規定に違反する方法で証紙をはり付けた者

五 第二十四条第三項の規定に違反して証紙をはがした者

六 第三十二条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

七 第三十三条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

八 第三十六条第一項第一号から第三号までの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号若しくは第三号の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 第三十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従犯の刑の減輕）及び第六十六条（情状による刑の減輕）の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における

る懲役刑については、この限りでない。

四二

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十七条から第三十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた骨ばい税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日以後政令で定める日までの間に製造場から移出するランプ類については、改正後のランプ類税法(以下「親法」という。)第十四条の規定は、適用しない。

4 ランプ類の製造者又は販売業者で、この法律の施行の際新法第六条第一項に規定する委託

者等である者又はこの法律の施行の日以後五日以内に委託者等になろうとする者に係る同条第二項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和三十二年七月十日とする。

483

5 この法律の施行の際ランプ類の製造場又は保税地域に現存するランプ類で、改正前の骨牌税法(以下「旧法」という。)第六条に規定する包装及び装置を施し、かつ、旧法第五条本文の規定により当該包装にはり付けた印紙に旧法第七条の消印をしたもの(旧法第五条ただし書の規定により、印紙のはり付けに代えて、当該包装に納税済証印を押したものを含む。)については、この法律の施行の日の前日に当該製造場又は保税地域から引き取られたものとみなして、旧法第四条及び第五条の規定の例による。この場合においては、新法第三条、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

6 旧法第五条本文の規定によりはり付けてある印紙又は同条ただし書若しくは旧法第十三条第

四三

三項(旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。)の規定により押された納税済証印については、新法第二十条第一項の規定によりはり付けてある証紙又は新法第二十二條第一項の規定により押された検印とみなす。

7 旧法第六条の規定により施した包装で同条に規定する装置をしたもの(印紙をはり付けてあるものに限る。)は、新法第十九条の規定により施した包装で新法第二十条第二項に規定する方法により証紙をはり付けてあるものとみなす。

8 旧法第七条の規定によりした消印については、新法第二十三条の規定によりしたものとみなす。

9 旧法第七条ノ二の規定による申告をしてこの法律の施行の際現にトランプ類を製造し、又は販売している者は、新法第三十二条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

10 トランプ類の製造場から引き取られたトランプ類で、この法律の施行前に当該製造場に戻し

入れられたものが、この法律の施行の際当該製造場に現存する場合には、新法第十八条第一項中「当該戻入れの月」とあるのは「この法律の施行の日の属する月」と、「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)」とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

11 この法律の施行前にトランプ類の製造場から引き取られたトランプ類が、この法律の施行の日以後に当該製造場に戻し入れられた場合には、新法第十八条第一項中「当該移出」とあるのは「当該引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)」とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 他のトランプ類の製造場又は保税地域からこの法律の施行前に引き取られたトランプ類をトランプ類の製造場に移入した場合(前二項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該トランプ類をこの法律の施行の日以後その移入した製造場からさらに移出するとき

は、新法第十八条第二項中「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取」とあるのは「当該他の製造場又は保税地域からの引取」と、「トランプ類税額(利子税額及び延滞加算税額)」とあるのは「骨ばい税額(延滞加算税額)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

13 旧法第十一条ノ二第二項の規定(次項においてなおその効力を有するものとされる場合を含む。)により骨ばい税に相当する金額を還付された、又は還付されるべき骨ばい税に相当する金額に係るトランプ類については、前三項の規定は、適用しない。

14 旧法第十一条ノ二第二項の規定によりされた承認及び当該承認に係る骨ばい税に相当する金額の還付については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

15 旧法第十二条第一項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られたトランプ類の当該引取に係る骨ばい税の徴収又は免除並びに当該トランプ類についての旧法第十四条^(第一項)ただし書の規定による承認及び当該承認に係る骨ばい税の徴収については、なお従前の例による。

485

16 旧法第十三条第二項又は第十五条第四項(旧法第十五条ノ二第三項において準用する場合を含む。)の規定(前項又は附則第二項の規定によりなおその例によるものとされる場合を含む。)により既に骨ばい税を徴収されたトランプ類を所持する者については、旧法第十三条第三項(旧法第十五条第五項及び第十五条ノ二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

17 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「骨ばい」を「トランプ類」に、「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二項中「骨牌税法第十一条ノ二第二項本文」を「トランプ類税法第十八条第一項」に改める。

第八条及び第九条中「地方道路税」の下に「トランプ類税」を加える。

19 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品税証紙」の下に「トランプ類税法第二十条の規定によるトランプ類税証紙」を、「税印の印影」の下に「トランプ類税法第二十二条の規定による検印の印影、同法第三十五条の規定による証印の印影」を加える。

20 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及び物品税」を「物品税及びトランプ類税」に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）」を「トランプ類税法（昭和三十二年法律第 号）」に改める。

第七条中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改める。

第十二条第三項中「骨牌税法第五条」を「トランプ類税法第十三条及び第十九条から第二十条まで」に改める。

22 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「入場税」の下に「トランプ類税」を加える。

23 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 トランプ類税法（昭和三十二年法律第 号）

24 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ類税法(昭和三十二年法律第号)」に改める。

第四条中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に改める。

25

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「骨牌税法(明治三十五年法律第四十四号)」を「トランプ類税法(昭和三十二年法律第号)」に改める。

第二条第一号中「骨ばい税」を「トランプ類税」に改め、同条第二号中「骨牌税法」を「トランプ類税法」に、「骨ばい」を「トランプ類」に改める。

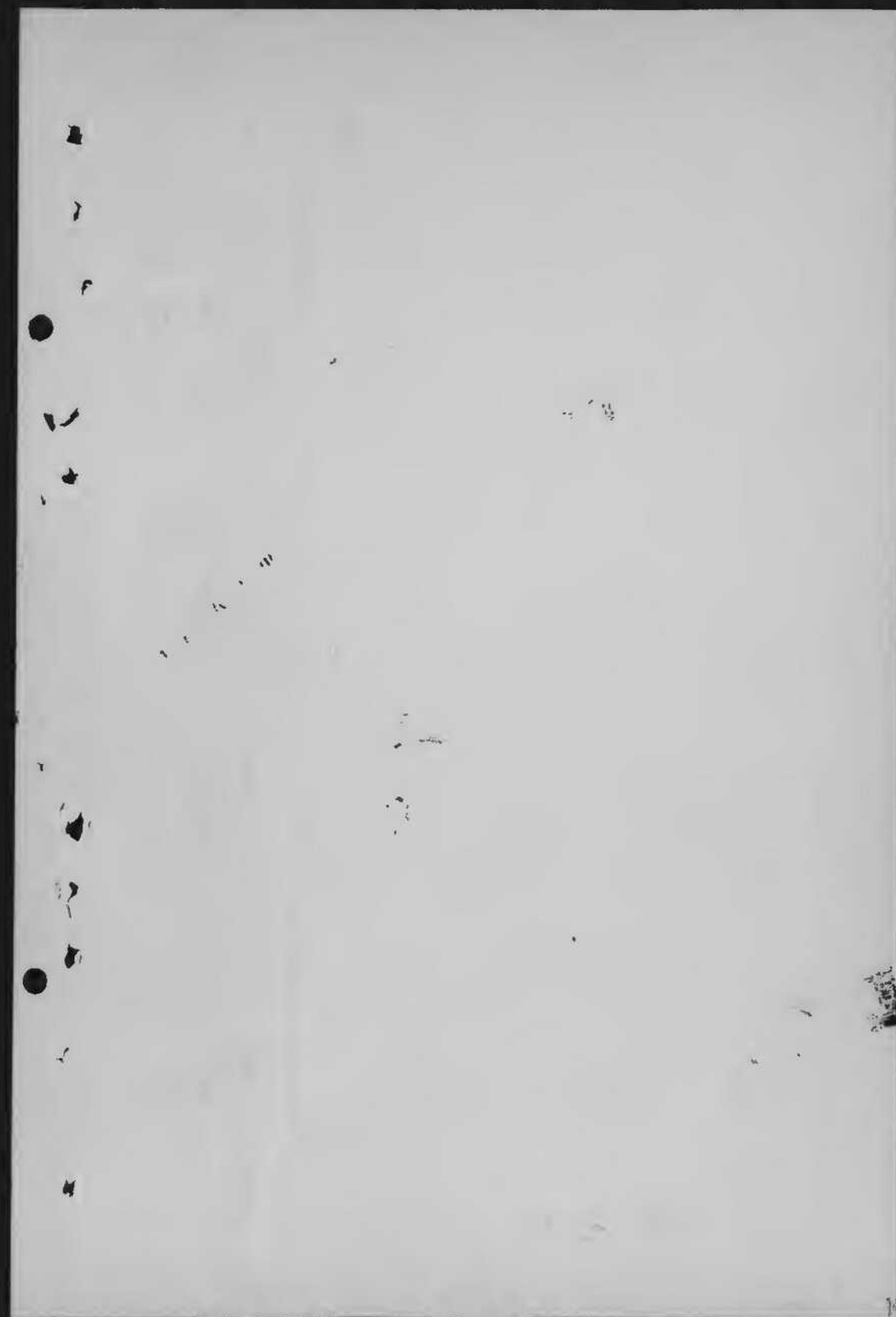
第六条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

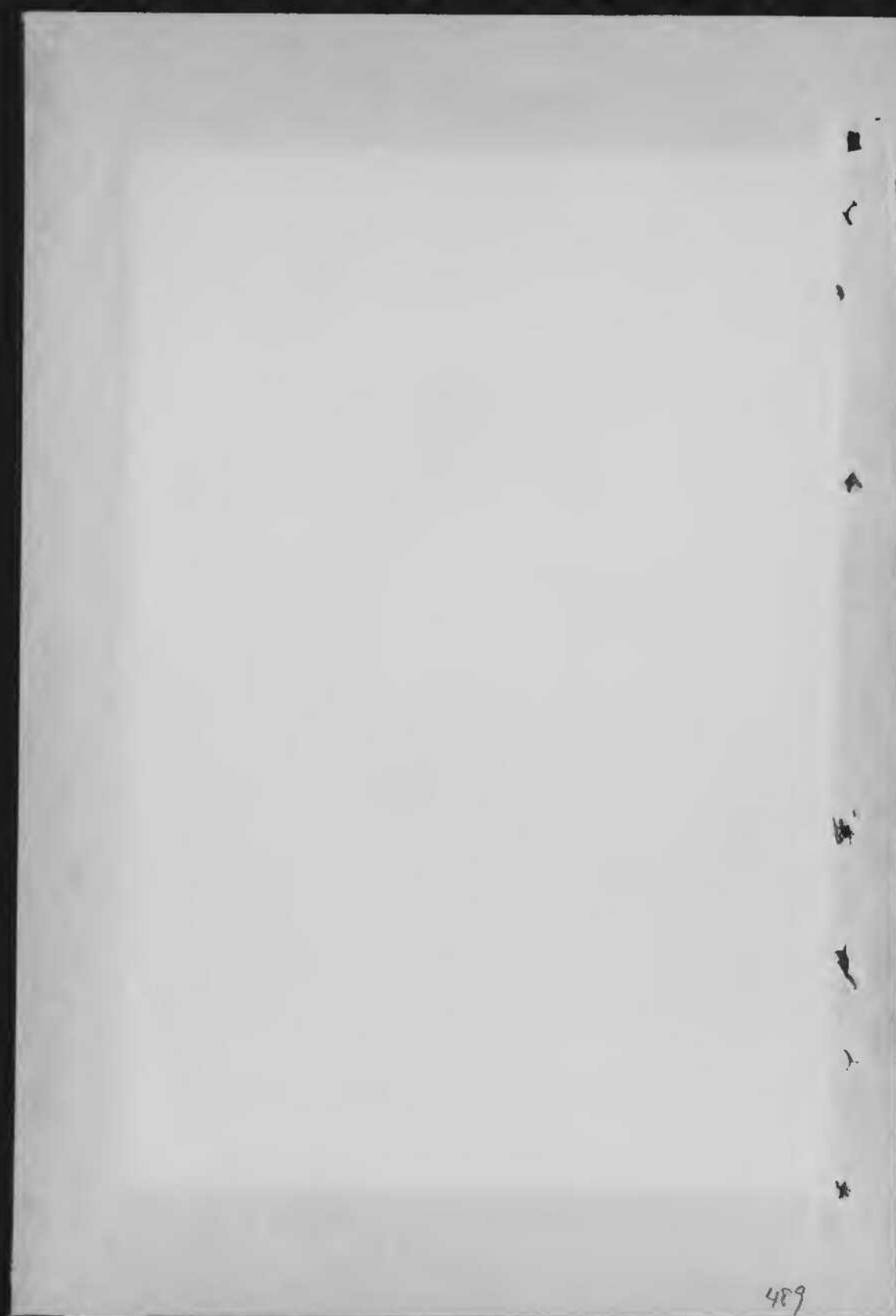
第八条第一項並びに第九条第一項、第二項及び第五項中「第六条第三項」を「第六条第二項」に

改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最近におけるランプ類の製造及び取引の現状にかえりみ、ランプ類に対する課税の適正を期するため所要の規定を整備するとともに、象げ製及び牛骨製まあじやん以外のまあじやんの税率を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





489

